

種類番号



ご契約のしおり 約款

契約概要 / 注意喚起情報

無配当認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D
無配当生活習慣病一時金保険(返戻金なし型)D

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。
ぜひ、ご一読ください。

～ はじめに ～

この冊子をご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

本冊子の構成

契約概要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報

ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約のとりきめを記載しています。

お申込みの約款・特約にチェックをして、それぞれの内容をご確認する際にご活用ください。

約 款

	チェック欄	ご契約のしおり	約款・特約
無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D	<input type="checkbox"/>	29ページ	53ページ
無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D	<input type="checkbox"/>	33ページ	75ページ

特 約

指定代理請求特約D	<input type="checkbox"/>	39ページ	101ページ
-----------	--------------------------	-------	--------

※各約款・特約の支払事由等の詳細については上記該当ページをご確認ください。
※お申込内容等については保険証券でもご確認くださいので、もう一度よくお確かめください。

朝日生命における個人情報の利用目的について

保険契約等申込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- 朝日生命の保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、一時金等のお支払い
- 朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 朝日生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※朝日生命の個人情報のお取扱いにつきましては、朝日生命ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) にも掲載しておりますので合わせてご確認ください。

無配当認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。「ご契約のしおりー約款」につきましては、ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) にも掲載しております。インターネットでお申込みいただけるプランは、Webサイト上で展開しているプランのみとなります。

1 引受保険会社

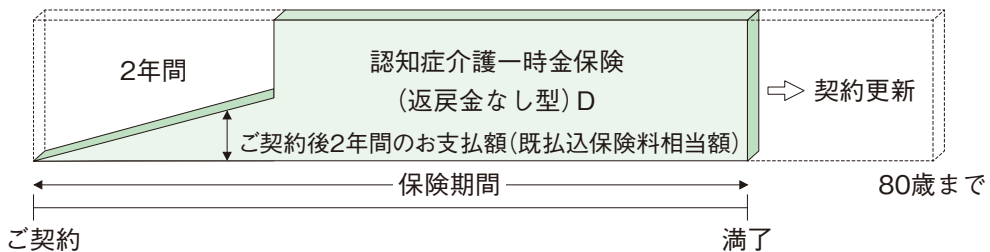
- 名 称 朝日生命保険相互会社
- 電 話 お客様サービスセンター ☎ 0120-714-532
- ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特長としくみ

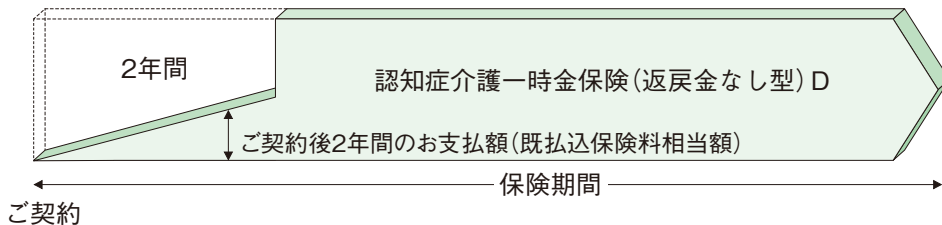
- 商品名称 無配当認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D
- 特 長 認知症と診断されたときや、認知症と診断され、所定の状態かつ要介護1以上の状態になられた場合の保障を一時金でご準備いただける保険です。

〔しくみ〕

定期タイプ



終身タイプ



■ 保険契約の型は、認知症診断一時金の有無により、朝日生命の取扱いの範囲内で以下のI型、II型のいずれかを選択していただきます。

保険契約の型	認知症介護一時金	認知症診断一時金
I型	○	○
II型	○	—

* ○: 当該一時金が組み込まれていることを表します。

■ 選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、I型の場合で、保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、保険契約の型をII型に変更した上で、保険契約の更新および保険期間が終身の保険契約への変更を取り扱います。

■ お取扱い

取扱金額	50万円～500万円
契約年齢	40歳～75歳
保険料払込期間	保険期間終身の場合: 60～90歳払込満了(5歳きざみ)・終身払 保険期間定期の場合: 5～49年・70～90歳(5歳きざみ)
保険料払込方法	クレジットカード扱(月払)
最低保険料	月払: 500円

- * 保険期間終身(有期払)の場合、保険料払込期間は5年以上かつ60～90歳払込満了(5歳きざみ)とするお取扱いになります。
- * 保険期間定期の場合、保険料払込期間は5年以上、かつ保険期間の終期は70歳以上かつ90歳を超えない範囲でのお取扱いとなります。
- * 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取扱いとなる場合があります。

(1) 認知症介護一時金

■以下の支払事由に該当した場合に認知症介護一時金をお支払いします。

お支払いする一時金	支払事由	支払金額
認知症介護一時金	責任開始の時に器質性認知症と診断確定されたことがなく、かつ器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき	
	(1) 契約成立日からその日を含めて2年以内の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、器質性認知症と診断確定されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数) の金額
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ① 被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、器質性認知症と診断確定および所定の状態と医師によって判定されていること ② 被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当していると認定されていること	認知症介護一時金額

(2) 認知症診断一時金

■以下の支払事由に該当した場合に認知症診断一時金をお支払いします。

お支払いする一時金	支払事由	支払金額
認知症診断一時金	責任開始の時に器質性認知症と診断確定されたことがなく、かつ器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき	
	(1) 契約成立日からその日を含めて2年以内の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、器質性認知症と診断確定されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数) の金額
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により、器質性認知症と診断確定されたとき	認知症介護一時金額の10%

保障内容に関する注意事項

- 所定の状態とは「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がⅢ、Ⅳ、Mのいずれかであると判定されている状態です。
- 公的介護保険制度は満40歳以上の方が対象です。(2020年8月現在)
- 認知症介護一時金および認知症診断一時金は、契約成立日からその日を含めて2年以内に器質性認知症と診断確定されたときは、既払込保険料相当額をお支払いしご契約は消滅します。なお、認知症介護一時金と認知症診断一時金は、重複してお支払いしません。
- 認知症診断一時金のお支払いは、1回限りです。
- 認知症介護一時金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 「認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D」の責任開始の時より前に、器質性認知症と診断確定されていた(疑い含む)場合には、「認知症介護一時金保険(返戻金なし型)D」は無効となり、一時金はお支払いしません。
- 器質性認知症とは、次のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つものによって診断確定された場合をいいます。
 1. 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 2. 正常に成熟した脳が、1. による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
 軽度認知障害、健忘症、統合失調症、うつ病、仮性認知症、知的障害<精神遅滞>などは、「器質性認知症」には含まれません。

4 指定代理請求特約D

- 一時金等の受取人となる被保険者が一時金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その一時金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いした場合、その後重複して一時金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、一時金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者をご自身の健康状態について知る可能性があります。

5 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的介護保険制度等の改正や介護に関する技術または環境の変化（公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等）のいずれかの事由が、認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。なお、この場合は、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

6 解約返戻金について

- この保険契約には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、認知症介護一時金額の10%の解約返戻金があります。

7 死亡給付金について

- この保険契約には死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、認知症介護一時金額の10%の死亡給付金があります。なお、認知症介護一時金・死亡給付金は重複してお支払いしません。

8 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取扱いもありません。

9 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

10 保険料について

- 具体的な保険料はお申込み画面等でご確認ください。

無配当生活習慣病一時金保険(返戻金なし型)D 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり一約款」に記載していますのでご確認ください。「ご契約のしおり一約款」につきましては、ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) にも掲載しております。インターネットでお申込みいただけるプランは、Webサイト上で展開しているプランのみとなります。

1 引受保険会社

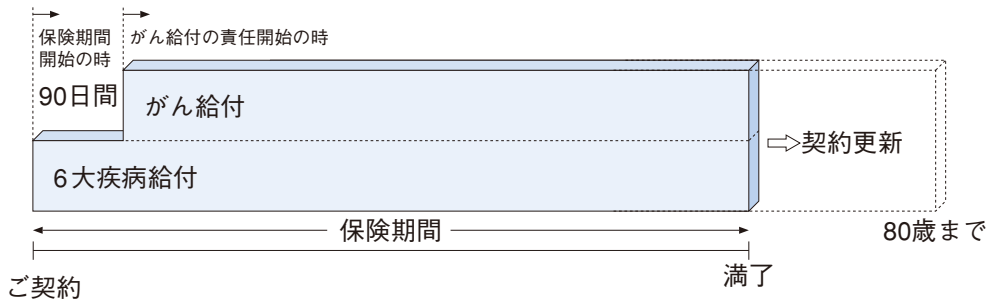
- 名 称 朝日生命保険相互会社
- 電 話 お客様サービスセンター ☎ 0120-714-532
- ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特長としくみ

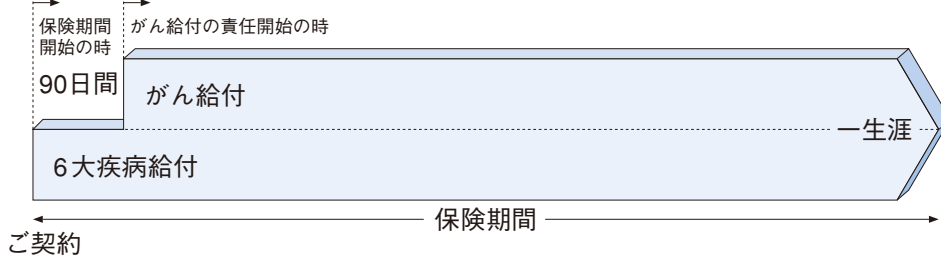
- 商品名称 無配当生活習慣病一時金保険(返戻金なし型)D
- 特 長 がんまたは6大疾病により所定の診断・入院・手術の保障を一時金でご準備いただける保険です。

【しくみ】 I 型の場合

定期タイプ



終身タイプ



■ 保険契約の型は、がん診断一時金および6大疾病一時金の有無により、朝日生命の取扱いの範囲内で以下のI型、II型、III型のいずれかを選択していただきます。

保険契約の型	がん診断一時金	6大疾病一時金
I 型	○	○
II 型	—	○
III 型	○	—

*○:当該一時金が組み込まれていることを表します。

■ 選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

お取扱い

取扱金額	I・II型:50万円～300万円 III型:50万円～100万円
契約年齢	20歳～75歳
保険料払込期間	保険期間終身の場合:60～90歳払込満了(5歳きざみ)・終身払 保険期間定期の場合:5～49年・50～90歳(5歳きざみ)
保険料払込方法	クレジットカード扱(月払)
最低保険料	月払:500円

- * 保険期間終身(有期払)の場合、保険料払込期間は5年以上かつ60～90歳払込満了(5歳きざみ)とするお取扱いになります。
- * 保険期間定期の場合、保険料払込期間は5年以上、かつ保険期間の終期は90歳を超えない範囲でのお取扱いとなります。
- * 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取扱いとなる場合があります。



- 「生活習慣病一時金保険(返戻金なし型)D」の**がんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日**となります。
- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、がん診断一時金はお支払いしません。**保険契約の型がⅢ型の場合、この保険契約は無効となります。保険契約の型がⅠ型の場合、この保険契約を保険期間開始の時に遡ってⅡ型に変更します。

3 保障内容

以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金・6大疾病一時金をお支払いします。

お支払いする一時金	支払事由	支払金額	支払限度
がん診断一時金	<p>「がん給付」の責任開始の前日にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時以後保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目のがん診断一時金 がんと診断確定されたとき</p> <p>② 2回目以後のがん診断一時金 次のいずれかに該当したとき</p> <p>ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たながんと診断確定されたとき</p> <p>イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき</p> <p>ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき</p>	生活習慣病一時金額	<p>1年に1回</p> <p> 通算限度なし</p>
6大疾病一時金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 急性心筋梗塞または狭心症 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 急性心筋梗塞を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院を開始したとき、もしくは手術を受けたとき イ. 狭心症を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(1)－①のA. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、急性心筋梗塞または狭心症をそれぞれ新たに発病していることを必要とします。</p> <p>(2) 脳卒中 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 脳卒中を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院を開始したとき、もしくは手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(2)－①に該当したとき ただし、脳卒中を新たに発病していることを必要とします。</p>	生活習慣病一時金額	<p>1年に1回</p> <p>通算限度なし (ただし、(3)－①のA、(4)－①のA、(5)－①のA、(6)－①のA. については、保険期間を通じて1回限り)</p>

お支払いする一時金	支払事由	支払金額	支払限度
6大疾病一時金	<p>(3) 慢性腎不全 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、慢性腎不全を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5と医師によって診断されたとき イ. その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(3)-①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p>	生活習慣病一時金額	<p>1年に1回</p> <p>通算限度なし (ただし、(3)-①のア、(4)-①のア、(5)-①のア、(6)-①のア. については、保険期間を通じて1回限り)</p>
	<p>(4) 肝硬変 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、肝硬変を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 肝硬変と医師によって診断されたとき イ. その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(4)-①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p>		
	<p>(5) 糖尿病 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、糖尿病を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 糖尿病性網膜症と医師によって診断されたとき イ. その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽を発病し、その治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(5)-①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、糖尿病性壊疽については新たに生じていることを必要とします。</p>		
	<p>(6) 高血圧性疾患 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、高血圧性疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤と医師によって診断されたとき イ. その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(6)-①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、新たに大動脈瘤等が生じていることを必要とします。</p>		

保障内容に関する注意事項

- がん診断一時金、6大疾病一時金を複数回お支払いするときは、その原因が新たに生じていることが要件となります。ただし、「がん」、「6大疾病」それぞれについて、がん診断一時金、6大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときは、お支払いしません。なお、慢性腎臓病・肝硬変・糖尿病性網膜症・(解離性)大動脈瘤と診断されたことによるお支払いは、保険期間を通じてそれぞれ1回限りとなります。
- 同時期にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。また、同時期に6大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、6大疾病一時金を重複してお支払いしません。

4 指定代理請求特約D

- 一時金等の受取人となる被保険者が一時金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その一時金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いした場合、その後重複して一時金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、一時金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者をご自身の健康状態について知る可能性があります。

5 解約返戻金について

- この保険契約には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、生活習慣病一時金額の10%の解約返戻金があります。

6 死亡給付金について

- この保険契約には死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、生活習慣病一時金額の10%の死亡給付金があります。

7 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取扱いもありません。

8 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

9 保険料について

- 具体的な保険料はお申込み画面等で確認ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご注意ください。



- 5. 一時金等をお受取りいただけない場合について
- 7. 現在の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約のお申込みをご検討される場合の留意事項
- 8. 解約と返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり—約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下「申込者等」とします。)は、所定の期間内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」とします。)をすることができます。

クーリング・オフの取扱期間

つぎの①または②のいずれか遅い日からその日を含めて**20日以内**です。

- ①クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(注意喚起情報・ご契約のしおり)の交付日
- ②保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日

次の場合は、お申込みの撤回等のお取扱いができません。

- ・申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合

クーリング・オフの申出方法

お申込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項>

- ①お申込みの撤回等をする意思
- ②申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号
- ③申込番号
(お申込み手続き完了時に交付された申込番号(13桁の数字))
- ④保険料
- ⑤申込経路(「Webサイトによる申込み」等)
- ⑥申込日
- ⑦申出日
- ⑧返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))※
※お申込み撤回時に、朝日生命に領収金額がある場合は、すでにお払込みいただいた保険料をお返しいたします。

<書面の郵送先>

〒206-8611
東京都多摩市鶴牧1-23
朝日生命 契約医務部
クーリング・オフ担当 行
※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。

<記入例>

朝日生命保険相互会社 行
今回の契約申込みを撤回します。
申込者氏名：○○ ○○
申込者住所：東京都○○区○○○
電話番号：****-**-****
申込番号：*****
保険料：*****円
申込経路：○○○○○○○○○
申込日：20XX年○○月○○日
申出日：20XX年○○月○○日
返金先口座：○○銀行 ○○支店
店番 ***
普通 *****
口座名義人フリガナ ○○○○ ○○○○
口座名義人 ○○ ○○

お申込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

2 責任開始の時について

お申込みいただいたご契約について、朝日生命がお引受けすることを決定した場合の保障の責任開始の時は、次のとおりです。

■お申込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は取扱クレジットカード会社による利用承認日をいいます。
なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

■「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D」におけるがんを原因とする給付の責任開始の時は、**保険期間開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日**です。

■生命保険募集人（朝日生命の担当者や代理店の担当者をいいます。）は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

3 告知について

保険契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります、これを告知義務といいます。

■生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、はじめから健康状態の良くない方が無条件でご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。

ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態など、「告知書等」（電子計算機でお申込みの場合の「告知画面」を含みます。）で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

■告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人（朝日生命の担当者や代理店の担当者、電話等で応対させていただく者も含みます。以下同じ。）には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。**

告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、一時金等をお受取りいただけないことがあります。

■告知いただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の日（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D」の場合は保険期間開始の日。以下同じ。）または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

・責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、一時金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

・ご契約を解除したときは、たとえ一時金等の支払事由が発生していても、これをお受取りいただけません。ただし、「一時金等の支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「一時金等をお支払い」することがあります。

・ご契約を解除するときは、返戻金があればお支払いします。

■ご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により一時金等をお受取りいただけないことがあります。

・例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、一時金等をお受取りいただけないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。



■傷病歴などがある場合、ご契約のお引受けをお断りすることもあります。特別条件（「保険料の割増」「一時金等の削減」）をつけてお引受けすることがあります（傷病によっては特別条件をつけずにお引受けできる場合があります）。

4 ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が**申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話をさせていただく場合があります。**

■一時金等のお支払いのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が**一時金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。**

5 一時金等をお受取りいただけない場合について

次のような場合は、一時金等をお受取りいただけません。

■責任開始の時または復活日より前の疾病や災害を原因とする場合

なお、ご契約により、以下のような場合、責任開始の時または復活日以後の疾病によるものとみなすお取扱いがあります。

- ・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただけていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます）
- ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき

■告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合

■一時金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または一時金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合

■保険料のお払込みがなくご契約が失効した場合

■詐欺によりご契約が取消しとなった場合

■一時金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

■保険契約者・受取人などの故意により一時金等の支払事由が生じた場合

■一時金等について、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合

■責任開始の時前の認知症診断および疑いがあると診断されたことによりご契約が無効となった場合（「認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D」にご加入の場合）

■責任開始の時前にがんと診断確定され、保険契約がⅡ型に変更された場合のがん診断一時金（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅰ型）」にご加入の場合）

■責任開始の時前にがんと診断確定され、保険契約がⅡ型に変更された際に、保険契約者の申出により無効となった場合（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅰ型）」にご加入の場合）

■責任開始の時前のがん診断確定によってご契約が無効となった場合（「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅲ型）」にご加入の場合）

6 保険料の払込方法、猶予期間と失効、復活について

■「認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D」「生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D」の保険料は、クレジットカード扱によるお払込みとなります。クレジットカード扱は、朝日生命が提携しているカード会社を經由して保険料をお払込みいただく方法です。

■保険料は払込期月（本来保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込猶予期間を設けています。

■保険料のお払込みがないまま保険料払込猶予期間が過ぎた場合には、ご契約は失効します。

■失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内（「認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D」の場合は3か月以内）の場合、朝日生命の定める手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みいただけます。

■この場合、あらためて告知が必要となります（健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります）。

■ご契約の復活を朝日生命が承諾した場合には、告知と復活保険料のお払込みが、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

7 現在の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約のお申込みをご検討される場合の留意事項

■現在のご契約を新たなご契約に見直す場合、以下の点にご留意ください。

- ・保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率（予定利率）は、将来の運用収益を見込んであらかじめ定められた割引率です。新たなご契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率（予定利率）が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
- ・詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合には、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。

■多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あつてもごくわずかです。

8 解約と返戻金について

■解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、一時金額の10%の解約返戻金があります。

9 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経た上で、ご契約時にお約束した一時金額等が削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した一時金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

(受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～12:00、13:00～17:00)

ホームページ:<https://www.seihohogo.jp/>

10 一時金等のご請求時の留意事項

- 一時金等をもれなくご請求いただくには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、一時金等の支払事由が生じた場合(お受取りいただける可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかに朝日生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、一時金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合は、「ご契約のしおりー約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 一時金等の支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の一時金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約D」を付加されますと被保険者が受取人となる一時金等について、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 「指定代理請求特約D」を付加されたときは、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■生命保険のお手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、「朝日生命お客様サービスセンター」へご連絡ください。

TEL:0120-714-532

(受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00、
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00)
(但し、祝日、年末年始を除く)

朝日生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができなくなるおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

もくじ

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項を記載しています。

目的別もくじ（主な項目について、知りたい内容の記載箇所が確認できます。）	4
--------------------------------------	---

主な保険用語の説明	6
-----------	---

朝日生命は相互会社です	8
-------------	---

お知らせとお願い（ご契約に際して）

1. ご契約お申込手続きの際の留意点について	9
2. 保険契約の締結および生命保険募集人について	10
3. 告知について	11
4. 責任開始の時について	13
5. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について	15
6. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	16
7. ご契約の取消し、無効、解除について	17
8. 一時金等をお受取りいただけない場合について	20
9. 特別条件について	24
10. ご契約内容等の確認制度について	25
11. 支払査定時照会制度について	26
12. 生命保険契約者保護機構について	27

特長としくみ

13. 保険の特長としくみについて	29
1. 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの特長としくみについて	29
2. 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの特長としくみについて	33
14. 指定代理請求人による請求制度について	39

保険料のお払込み

15. 保険料の払込方法、猶予期間と失効、復活について	41
16. 一時金等の支払事由が発生した時の保険料について	42

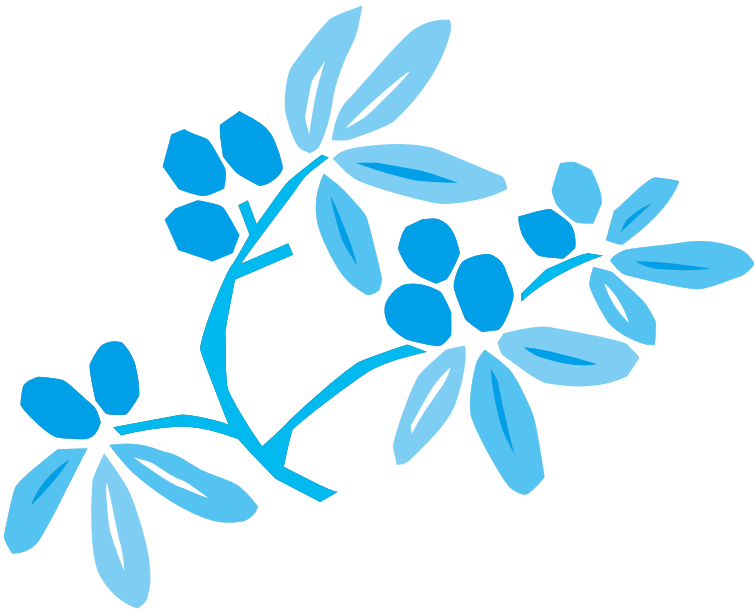
ご契約後について

17. 保険契約者、一時金等受取人の変更について	43
18. 解約・減額と返戻金について	44
19. 生命保険と税金について	45
20. 一時金等のご請求に関する訴訟について	47
21. 諸請求に必要な書類について	48
22. 一時金等の支払期限について	49

約款

「約款」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	53
無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	75
指定代理請求特約D	101
クレジットカード特約D	106
電磁的方法による保険契約申込みに関する特約D	108



ご契約のしおり

ご契約のしおりは、ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項を記載しています。

ご一読のうえ、ご契約内容を十分にご理解ください。特にご確認いただきたい項目、約款等のページを「⇒」で示しています。

目的別もくじ

ご契約に際して

ことば（保険用語）の意味を知りたい

主な保険用語の説明

6
ページ

申込みを撤回したい

5. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について

15
ページ

告知義務について知りたい

3. 告知について

11
ページ

いつから保障が開始するか知りたい

4. 責任開始の時について

13
ページ

この保険の特長と一時金等について

各保障のしくみや支払事由について知りたい

13. 保険の特長としくみについて

認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D
の特長としくみについて 29 ページ
生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D
の特長としくみについて 33 ページ

一時金等が受け取れない場合について知りたい

8. 一時金等をお受取りいただけない場合について

20
ページ

一時金等をご請求されるときは

お手持ちの「保険証券」

一時金等の請求者（受取人）は誰か、支払事由に該当しているかをご確認ください

お受取りいただけない場合に該当していないか、ご確認ください

13. 保険の特長としくみについて
29
ページ

8. 一時金等をお受取りいただけない場合について
20
ページ

次のような場合にはご案内のページをご確認ください。

保険料について

保険料の払込みができなかった場合について知りたい

15. 保険料の払込方法、猶予期間と失効、復活について

41
ページ

効力を失った保険をもとに戻したい

15. 保険料の払込方法、猶予期間と失効、復活について

41
ページ

保険契約者、受取人を変更したい

17. 保険契約者、一時金等受取人の変更について

43
ページ

解約について知りたい

18. 解約・減額と返戻金について

44
ページ

生命保険料控除、一時金等に係る税金について知りたい

19. 生命保険と税金について

45
ページ

各種手続きに必要な書類について知りたい

21. 諸請求に必要な書類について

48
ページ

契約に関するご相談や手続きの問い合わせ先等について知りたい

朝日生命からのお願い

113
ページ

ご契約後について

「通知書」等で、ご契約内容をご確認ください

ご請求に必要な書類等をご確認ください

くわしいお手続き方法は、朝日生命お客様サービスセンターでご案内します

21. 諸請求に必要な書類について 48
ページ

22. 一時金等の支払期限について 49
ページ

朝日生命からのお願い 113
ページ

主な保険用語の説明

保 険 用 語		ご 説 明
い	一時金等	支払事由が生じたときにお支払いする一時金または給付金のことをいいます。
か	会 社	朝日生命のことをいいます。
け	契約成立日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、原則として責任開始の日を含む月の翌月1日とします。
	契約成立日の 応 当 日	契約後の保険期間中にむかえる契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（年単位） 毎年契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（半年単位） 半年ごとの契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（月単位） 毎月の契約成立日に対応する日をいいます。
	契約年齢	契約成立日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この保険契約は、被保険者の契約年齢を満年齢で計算します。契約後の年齢は、契約成立日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。（「ご契約のしおり一約款」で「年齢」または「〇歳」と記載している場合は、契約時においては契約年齢を、契約後においては契約成立日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します）。
こ	告知義務と 告知義務違反	保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込みや復活のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や過去の傷病歴など朝日生命がおたずねする重要なことについて書面（電子計算機上の告知画面を含みます。）でお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 朝日生命がおたずねした重要なことについて告知がなかったり、故意に事実と異なることを告知されたりした場合などは、告知義務に違反したことになり、朝日生命はご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
し	失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることをいいます。
	指定代理請求人	一時金等受取人が被保険者の場合で一時金等をご請求できない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、被保険者に代わって一時金等をご請求することができる人のことをいいます。
	支 払 事 由	一時金等をお支払いする条件のことをいいます。
	死 亡 給 付 金	被保険者が死亡した場合にお支払いする給付金のことをいいます。
	主 契 約 と 特 約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
せ	生命保険募集人	朝日生命の担当者や募集代理店の担当者をいいます。
	責任開始の時と 責任開始の日	朝日生命が契約上の責任を開始する時期を責任開始の時といい、その責任開始の時を含む日を責任開始の日といいます。なお、復活の場合は最終の復活の時を指します。
	責 任 準 備 金	将来の一時金等を支払うために、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。

この冊子をお読みいただくにあたって、ご確認ください。

保 険 用 語		ご 説 明
た	第1回保険料 相 当 額	ご契約のお申込時にお払込みいただくお金のことをいい、契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
て	電 磁 的 方 法	電子計算機を使用して通知、表示または意思表示を行うことをいいます（例えば、インターネットを利用して保険契約の申込手続きを行うことなど）。
は	払 込 期 月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約成立日の応当日（年単位）を含む月 ○半年払契約の場合は、契約成立日の応当日（半年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月
ひ	被 保 険 者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
へ	返 戻 金	保険契約を解約された場合などに、保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
ほ	保険期間開始の時と 保険期間開始の日	生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dにおいて、お申込みの時、第1回保険料相当額のお払込みがあった時または告知の時のいずれか遅い時をいいます。保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日といいます。
	保 険 契 約 者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保 険 証 券	ご契約の一時金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保 険 料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
や	約 款	ご契約のとりきめを記載したものをいいます。

朝日生命は相互会社です

1. 相互会社について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、朝日生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、保険契約者がご契約の当事者となると同時に、「社員（構成員）」として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない保険契約であるため、この保険のみご加入の保険契約者は、朝日生命の社員とはなりません。したがって、この場合の保険契約者は、一時金等の支払請求権や保険料の払込義務などの保険約款に定める保険契約に関する権利・義務のみを有し、総代の選出に関する社員の権利、総代会の開催を請求する権利等の社員の権利を有しません。

2. 経営にご意見・ご提言を寄せる制度について

朝日生命では、ご契約者のご意見を積極的に経営に反映させるため、次の制度を実施しています。

ご契約者懇談会について

ご契約者懇談会は、広く全国各地の保険契約者から生命保険に関するご意見、ご要望や朝日生命の経営に対する諸提言を直接お聞きし、あわせて、朝日生命の事業概況をご報告することにより、朝日生命と生命保険に関し一層のご理解とご認識を深めていただくことを目的として、毎年、全国の支社等で開催しています。この懇談会で伺いましたご意見、ご提言等は、会社経営に反映させるよう努力を重ねています。

3. 基金の状況について

朝日生命の「基金の総額（基金と基金償却積立金の合計額）」は、2020年8月現在2,570億円となっています。

(注)・「基金」とは、保険業法の規定に基づき、基金の拠出者と相互会社との間で締結した契約に基づき、基金拠出者に拠出いただく資金です。

基金拠出者にとっては貸付債権としての性格を有する一方で、相互会社にとっては、保険業法の規定に基づき、資本勘定を構成するものです。

・拠出を受けた基金を返済することを「償却」といいます。保険業法によって、基金を償却する際、同じ金額の積立金（これを「基金償却積立金」といいます）を会社内部に積み立てることが定められています。

1. ご契約お申込手続きの際の留意点について

ご契約の前には、必ず「契約概要」、「意向確認書（意向確認画面）」、「注意喚起情報」の内容について十分ご確認のうえお申込みください。

1. お申込みと重要な事項の確認について

- お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり—約款」をご確認ください。
- 「契約概要」については、特に以下の点についてご注意ください。

- 特にご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること
- 記載されている支払事由や一時金等のお支払いについての事項は、概要や代表的な事例を示していること

- 「注意喚起情報」については、特に以下の点についてご注意ください。

- 保険契約のお申込みについて、特にご注意いただきたい事項が記載されていること
- 一時金等をお支払いできない場合など、保険契約者や被保険者にとって、特に不利益な情報が記載されていること
- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合、保険契約者にとって不利益になる可能性があること
- 保険契約を解約された場合、解約返戻金がないこと

（注）保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込満了日までの保険料が払い込まれている場合は、一時金の10%の解約返戻金があります。

2. お申込みと告知について

- お申込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、朝日生命がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください。
- 「告知」について、くわしくは**3項（⇒p.11）**をご参照ください。

3. 保険料のお払込みについて

- 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D、生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの保険料は、クレジットカードによるお払込みとなります。くわしくは**15項（⇒p.41）**をご参照ください。
- 保険料充当金領収証は発行しません。
- 第1回保険料相当額の領収日は、取扱クレジットカード会社による利用承認日になります。

4. お申込み内容の確認について

- お申込み内容によっては、朝日生命から保険契約者または被保険者宛にお申込み内容についての確認を行うことがあります。
- お申込み内容によっては、保険契約者および被保険者に、本人確認書類をご提出いただくことがあります。
- ご契約をお引受けしますと、朝日生命は、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申込みいただ

いた内容およびお支払いいただいた保険料と相違ないか、もう一度よくお確かめください。

○ご不明な点がございましたら、お手数ですが、すぐに「ご契約のしおり—約款」に記載のお客様サービスセンターにご連絡ください。

2. 保険契約の締結および生命保険募集人について

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

○生命保険募集人は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

○ご契約の成立後にご契約内容の変更等をする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する朝日生命の承諾が必要になります。

（例）保険契約の復活 など

○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。

ご注意ください

生命保険募集人には告知をお受けできる権利（告知受領権）がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

3. 告知について

1. 告知義務について

○保険契約者や被保険者は健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の良くない方が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。

ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態など、「告知書等」（電子計算機でお申込みの場合の「告知画面」を含みます。以下同じ。）で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人（電話等で対応させていただく者も含みます。以下同じ。）には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**また、朝日生命の担当者が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。

○**現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入の場合**、一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、「新たなご契約の責任開始の時」から、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除または取消しとなることもありますので、ご注意ください。**

2. 告知義務違反について

○もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除させていただき、一時金等をお受取りいただけないことがあります。**

○告知いただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの場合は保険期間開始の日。以下同じ。）または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、一時金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

○ご契約を解除した場合には、たとえ一時金等の支払事由が発生していても、これをお受取りいただくことはできません。ただし、「一時金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との間に、全く因果関係が認められない場合には、一時金等をお支払いします。

○ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約を解除することができます。

なお、ご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、一時金等をお受取りいただけないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、一時金等をお受取りいただけないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

3. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 傷病歴がある場合でも、その内容や上記の結果等によってはご契約をお引受けさせていただくことがあります。（ご契約をお引受けできないことや「割増保険料の払込み」および「一時金の削減支払」の特別条件をつけてお引受けさせていただくこともあります。）

4. ご契約のほかに告知が必要な場合

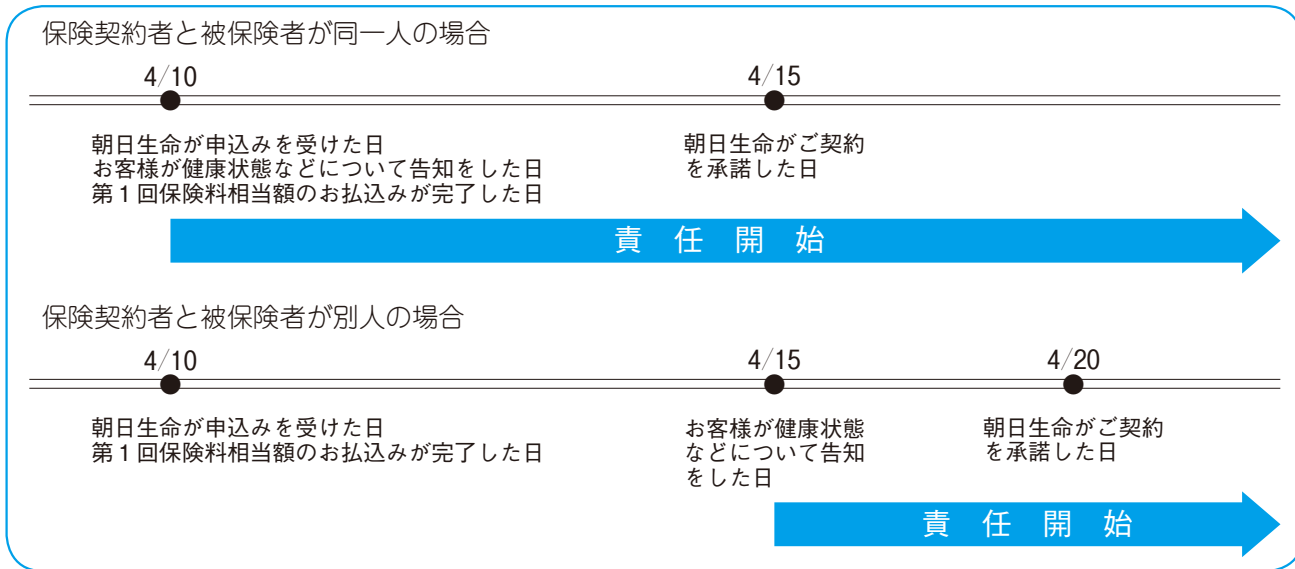
- ご契約される際のほか、ご契約を復活される場合にも告知が必要です。ご契約によっては、さらに診査が必要です。
- 告知義務違反があった場合は、その責任開始の日を基準にして同様にご契約を解除することがあります。

4. 責任開始の時間について

○保険契約は、保険契約者からのお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、お申込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込み（注）が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

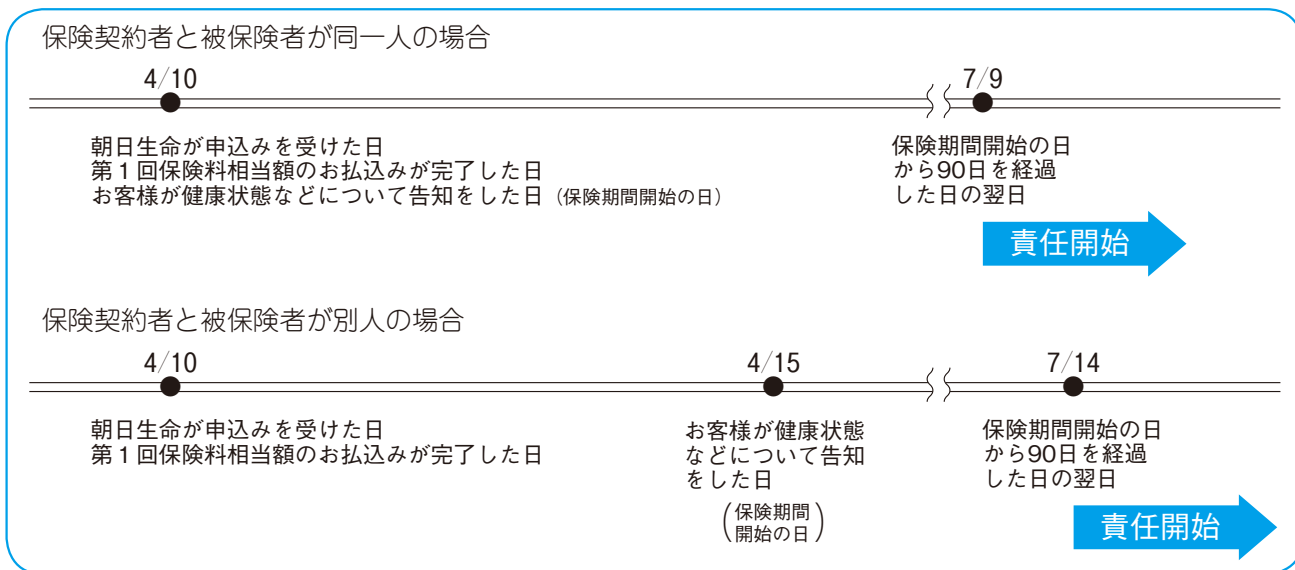
（注）第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初お払込みの時とします。

[例]



○生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dのうち、がん診断一時金については、**保険期間開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から**、保険契約上の責任を開始します。

[例] がん診断一時金



お知らせ
（契約の際）

特長
ごしゅみ

保険料
のお払込み

1契約後
ごしゅみ

3 告知
について

4 責任開始
の時間
について

- お申込みいただいたご契約についてお引受けするか否かを朝日生命が決定する前に被保険者となる方が死亡した場合には、死亡していなかったならばご契約をお引受けしたであろうと認められ、死亡時までに告知も第1回保険料相当額も受領している時に限り、ご契約をお引受けしたものとしてお取扱いします。
- ご契約のお引受けにあたり、被保険者の健康状態を原因として特別条件をつけることを要した場合は、特別条件のお取扱いを承諾された時に、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時にさかのぼってご契約上の責任を開始します。ただし、生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dのうち、がん診断一時金については、90日を経過した日の翌日からご契約上の責任を開始します。

5. クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回等) について

- 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いいたします。
- 申込者または保険契約者（以下「申込者等」とします。）は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（注意喚起情報・ご契約のしおり）を受け取った日のいずれか遅い日から、**その日を含めて20日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」とします。）をすることができます。
- お申込みの撤回等は**書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます**ので、郵便により下記の住所宛発信してください。この場合、書面には、お申込みの撤回等の意思を明記し、次の内容をご記入ください。

<p><書面に記載いただく事項></p> <ol style="list-style-type: none"> ①お申込みの撤回等をする意思 ②申込者等の氏名（自署）・住所・電話番号 ③申込番号（お申込み手続き完了時に交付された申込番号（13桁の数字）） ④保険料 ⑤申込経路（「Webサイトによる申込み」等） ⑥申込日 ⑦申出日 ⑧返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人（フリガナ））※ <p>※お申込み撤回時に、朝日生命に領収金額がある場合は、すでにお申込みいただいた保険料をお返しいたします。</p> <p><書面の郵送先> 〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 契約医務部 クーリング・オフ担当 行</p> <p>※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。</p>	<p>(記入例)</p> <p>朝日生命保険相互会社 行 今回の契約申込みを撤回します。</p> <p>申込者氏名：○○ ○○ 申込者住所：東京都○○区○○○ 電話番号：****-**-**** 申込番号：***** 保険料：*****円 申込経路：○○○○○○○○○○ 申込日：20XX年○○月○○日 申出日：20XX年○○月○○日</p> <p>返金先口座：○○銀行 ○○支店 店番 *** 普通 ***** 口座名義人フリガナ ○○○○ ○○○○ 口座名義人 ○○ ○○</p>
--	--

- お申込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しします。
- 朝日生命は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面発信時に一時金等の支払事由が生じている場合は、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面発信時に、申込者等が一時金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合にはお申込みの撤回等のお取扱いはできません。
 - 申込者等が法人（会社）または個人事業主（雇用主）の場合

お知らせ
お申し込み
ご契約に際して

特長
ご申込み

保険料のお申込み

ご契約後
ご申込み

4 5
責任開始の
時について

ご契約のお申込みの撤回等
について

6. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、一時金等をお支払いできないことがあります。
- 新たにお申込みの生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの保険期間開始の日からその日を含めて**90日以内**にがんと診断確定された場合は、がん診断一時金はお支払いしません。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率（予定利率）は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率（予定利率）が下がった場合には、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

7. ご契約の取消し、無効、解除について

1. 詐欺による取消しについて

- 保険契約者または被保険者の詐欺により、朝日生命が契約（または復活等）のお申込みを承諾したときは、ご契約を取消し、一時金等はお支払いしません。
- この場合、お申込みいただいた保険料は払い戻しません。

2. 不法取得目的による無効について

- 朝日生命は、契約の加入状況、契約成立後の一時金等の請求の状況などから判断して、保険契約者が一時金等を不法に取得する目的または他人に一時金等を不法に取得させる目的で契約を締結（または復活等）されたものと認められる場合は、その契約は無効とし、一時金等はお支払いしません。
- この場合、お申込みいただいた保険料は払い戻しません。

3. 責任開始の時前の認知症診断および疑いによる無効について（認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの場合）

- 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dにご加入の場合で、責任開始の時前に器質性認知症と診断確定されていた、もしくは器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されていた場合には、その保険契約は無効となり、一時金等はお支払いしません。
- この場合、お申込みいただいた保険料は保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者と保険契約者が別の場合で、保険契約者がその事実を知っていたときは、払い戻しません。

4. 責任開始の時前のがん診断確定によるⅡ型への変更と保険契約者の申出による無効について（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅰ型）の場合）

- 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅰ型）にご加入の場合で、告知の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時前にかんと診断確定されていた場合（注）、保険契約をⅡ型に変更し、がん診断一時金はお支払いしません。
- この場合、Ⅰ型からⅡ型への変更に伴う差額保険料は次のとおり取り扱います。

- ①告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- ②告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- ③告知の時前にかんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時の前日までにがんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

- がんと診断確定された日からその日を含めて180日以内に保険契約者からお申出があったときは、その保険契約（Ⅱ型）を無効とすることができます。このとき、お申込みいただいた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、6大疾病一時金の支払いがある場合は、無効をお申出いただくことはできません。
- 告知義務違反による解除（⇒3項：p.11）または重大事由による解除（⇒7項：p.17）に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取扱いとすることがあります。

（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含まれます。

5. 責任開始の時前のがん診断確定による無効について（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅲ型）の場合）

○生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅲ型）にご加入の場合で、告知の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時前のがんと診断確定されていた場合（注）には、保険契約は無効とし、がん診断一時金はお支払いしません。

○この場合、すでにお払込みいただいた保険料は次のとおり取り扱います。

- ①告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- ②告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- ③告知の時前のがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時の前日までにがんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

○告知義務違反による解除（⇒3項：p.11）または重大事由による解除（⇒7項：p.17）に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取扱いとすることがあります。

（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含まれます。

6. 告知義務違反による解除について

○告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの場合は保険期間開始の日。以下同じ。）または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、一時金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ一時金等の支払事由が発生していても、これをお受取りいただくことはできません。

ただし、「一時金等の支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に、全く因果関係が認められない場合には、一時金等をお支払いします。

○ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約を解除することができます。

7. 重大事由による解除について

○朝日生命は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、契約解除します。

- ①保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は、被保険者を除きます。）または一時金等受取人が、一時金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ②一時金等のご請求に関して、一時金等受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③他の契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④保険契約者、被保険者または一時金等受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ・保険契約者または一時金等受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤次の事由などにより、保険契約者、被保険者または一時金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、この契約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の事由があるとき
 - ・この契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ・保険契約者、被保険者または一時金等受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由が生じていたときは、朝日生命は一時金等を支払いません。すでに一時金等をお受取りいただいていたときでも、その返還を請求することができます。なお、契約を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者にお支払いします。

8. 一時金等をお受取りいただけない場合について

1. 免責事由に該当した場合

(1) 認知症介護一時金、認知症診断一時金について

被保険者が次のいずれかによって認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に規定する状態になったとき

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 戦争その他の変乱（注）

(2) 死亡給付金について

被保険者が次のいずれかによって死亡したとき

- 保険契約者または死亡給付金受取人の故意
- 戦争その他の変乱（注）

（注）支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、一時金等の金額の一部または全部をお受取りいただけます。

2. 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約を解除したとき

（注）「告知」について、くわしくは3項（⇒p.11）をご参照ください。

3. 重大事由による解除の場合

重大事由が生じ、ご契約を解除したとき

（注）「重大事由による解除」について、くわしくは7項（⇒p.17）をご参照ください。

4. 詐欺による取消しの場合

保険契約者または被保険者の詐欺によって朝日生命がご契約のお申込みを承諾したとき

（注）「詐欺による取消し」について、くわしくは7項（⇒p.17）をご参照ください。

5. 不法取得目的による無効の場合

ご契約の加入状況、ご契約成立後の一時金等の請求状況などから判断して、保険契約者が一時金等を不法に取得する目的または他人に一時金等を不法に取得させる目的でご契約を締結したものと認められるとき

（注）「不法取得目的による無効」について、くわしくは7項（⇒p.17）をご参照ください。

6. 責任開始の時前の認知症診断および疑いによる無効の場合（認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの場合）

認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dにご加入の場合で、責任開始の時前に器質性認知症と診断確定されていた、もしくは器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されていた場合で、ご契約が無効となったとき

(注)「責任開始の時前の認知症診断および疑いによる無効」について、くわしくは7項(⇒p.17)をご参照ください。

7. 保険契約者の申出による無効の場合（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（I型）にご加入の場合）

告知の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定され、保険契約がⅡ型に変更された場合で、がんと診断確定された日からその日を含めて180日以内に保険契約者からお申出があり、ご契約が無効となったとき

(注)「責任開始の時前のがん診断によるⅡ型へ変更と保険契約者の申出による無効」について、くわしくは7項(⇒p.17)をご参照ください。

8. 責任開始の時前のがん診断確定による無効の場合（生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D（Ⅲ型）にご加入の場合）

告知の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定され、ご契約が無効となったとき

(注)「責任開始の時前のがん診断確定による無効」について、くわしくは7項(⇒p.17)をご参照ください。

9. ご契約が失効した場合

保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過し、ご契約が失効したとき（失効している間）

(注)「失効」について、くわしくは15項(⇒p.41)をご参照ください。

10. 支払事由に該当しないその他の場合

(1) 認知症介護一時金、認知症診断一時金について

○責任開始の時前の不慮の事故または疾病等を原因とするとき

ただし、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなします。

- 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかったときを除きます。）
- 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき

○被保険者の薬物依存によるとき

(2) がん診断一時金について

責任開始の時前にがんと診断確定されていた被保険者が、責任開始の時以後新たになんになったと診断確定されたとき

(3) 6大疾病一時金について

責任開始の時の不慮の事故または疾病等を原因とするとき

ただし、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなします。

- 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただけていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつたときを除きます。）
- 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかつたとき

〔注〕「責任開始の時」について、くわしくは4項（⇒p.13）をご参照ください。

11. 一時金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について

以下の各事例は、一時金等をお受取りいただける場合またはお受取りいただけない場合の代表例をご参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約内容・約款を必ずご確認ください。なお、記載以外に認められる事実関係等によってはお取扱いに違いが生じることがあります。

【事例1】認知症診断一時金のお受取り〈責任開始の時の発病および認知症診断〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
○	責任開始後に発病した「アルツハイマー病」を原因として、器質性認知症と診断確定された場合。	×	〈責任開始の時の発病〉 責任開始の時に発病した「アルツハイマー病」を原因として、責任開始後に器質性認知症と診断確定された場合。 〈責任開始の時の認知症診断〉 責任開始の時に器質性認知症と診断確定されていたことにより契約が無効となった場合。
解 説			
認知症診断一時金は、責任開始の時に器質性認知症と診断（疑いを含む。）されたことのない被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により器質性認知症と診断確定された場合にお支払いの対象となります。なお、ご契約後2年以内に支払事由に該当した場合のお支払金額は既払込保険料相当額となります。 ※責任開始の時に器質性認知症と診断（疑いを含む。）されていた場合、ご契約は無効となります。 責任開始の時の認知症診断および疑いによる無効について、くわしくは7項（⇒p.17）をご参照ください。			

【事例2】認知症介護一時金のお受取り〈公的介護保険制度による要介護認定の有効期間切れの場合〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
○	責任開始後に発病した「アルツハイマー病」を原因として、器質性認知症と診断確定され、その後公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態となった場合。	×	責任開始後に公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態と認定されたのち、回復して要支援2となった後に責任開始後に発病した「アルツハイマー病」を原因として、器質性認知症と診断確定された場合。
解 説			
認知症介護一時金は、責任開始の時に器質性認知症と診断（疑いを含む。）されたことのない被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により器質性認知症と診断確定されたこと、所定の状態と医師によって判定されていること、および公的介護保険制度に基づく要介護1以上の認定の有効期間内であることのすべてを満たしている場合にお支払いの対象となります。なお、ご契約後2年以内に支払事由に該当した場合のお支払金額は既払込保険料相当額となります。			

【事例3】 がん診断一時金のお受取り〈責任開始の時前のがん診断〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
	保険期間開始の日から90日経過した日の翌日に初めてがんと診断確定された場合。		保険期間開始の日から30日経過後にがんと診断確定された場合。
解 説			
<p>がん診断一時金は、がんと診断確定されたことのない被保険者ががん診断一時金の責任開始（保険期間開始の日から90日経過した日の翌日）以後にがんと診断確定された場合にお受取りいただけます。</p> <p>責任開始の時前のがんと診断確定された場合は、Ⅰ型契約はがんの保障のないⅡ型契約に変更され、Ⅲ型契約は無効となります。</p> <p>また、2回目以後のがん診断一時金は、前回のがん診断一時金の支払事由に該当した日から1年経過した日の翌日以後に、次のいずれかに該当した場合にお受取りいただけます。</p> <p>①新たながんの診断確定 ②がんの治療を直接の目的とする継続入院 ③がんの治療を直接の目的とする入院の開始</p> <p>責任開始前のがん診断確定によるⅡ型への変更および無効について、くわしくは7項（⇒p.17）をご参照ください。</p>			

【事例4】 6大疾病一時金のお受取り〈2回目以後のお受取りについて〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
	前回の6大疾病一時金の支払事由に該当した日から1年経過した日の翌日に、脳卒中により入院した場合。		前回の6大疾病一時金の支払事由に該当した日から180日後に、脳卒中により入院した場合。
解 説			
<p>6大疾病一時金は前回の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときはお受取りいただけません。</p> <p>また、医師の診断による慢性腎臓病・肝硬変・糖尿病性網膜症・（解離性）大動脈瘤に該当した場合のお支払いは、それぞれ保険期間を通じて1回限りとなります。</p>			

お知らせとお願
い（契約に際し）

特長とこ
ろへみ

保険料のお
払込み

ご契約後
について

8 一時金等をお受取りいただけない場合について

9. 特別条件について

被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りしたり、特別条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

1. 特別条件について

被保険者の健康状態によっては、他のご契約との公平性を保つために、ご契約をお断りしたり、「割増保険料の払込み」および「一時金の削減支払」の特別条件をつけてご契約をお引受けしたりする場合があります。

(注) 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dを除きます。

2. 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dに適用の場合

次のお取扱いはできません。

- ①保険契約の更新
- ②保険期間の終身への変更
- ③失効後2年を経過した後の復活

(注) ただし①および②については、一時金等の削減期間経過後の場合はお取扱いたします。

10. ご契約内容等の確認制度について

朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者がご契約内容等の確認のため、電話をさせていただく場合があります。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

1. お申込時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話をさせていただく場合があります。

お申込時に告知された内容が事実と相違したり、告知もれがありますと、将来、一時金等をお支払いできない場合がありますので、確認の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

2. 一時金等のご請求時の確認・照会について

一時金等のお支払いのご請求に際して、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が一時金等をお支払いするための確認・照会（以下、「支払確認・照会」といいます。）に、保険契約者等や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。

この支払確認・照会にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

(注) 支払確認・照会に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの支払確認・照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て支払確認・照会が終わるまで一時金等をお支払いしません。

お知らせとお願い
（契約に際し）

特長とご活用

保険料のお支払い

「契約後」のご活用

9 10
特別条件について
ご契約内容等の確認制度について

11. 支払査定時照会制度について

朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、一時金等のお支払いが正しく確実に
行われるよう「支払査定時照会制度」に基づき、下記の通り、朝日生命の保険契約
等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

一時金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金、給付金または共済金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。
- 朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命〔朝日生命保険(相)〕が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または一時金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、朝日生命の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

12. 生命保険契約者保護機構について

朝日生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません。（注4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（注1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）。

（注2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（*1）を超えていた契約を指します（*2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = 90% - {(過去5年間に於ける各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

（*1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、朝日生命または保護機構のホームページで確認できます。

（*2）一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

お知らせ
お申し込み
お申し込み
お申し込み

特長
お申し込み

保険料
お申し込み

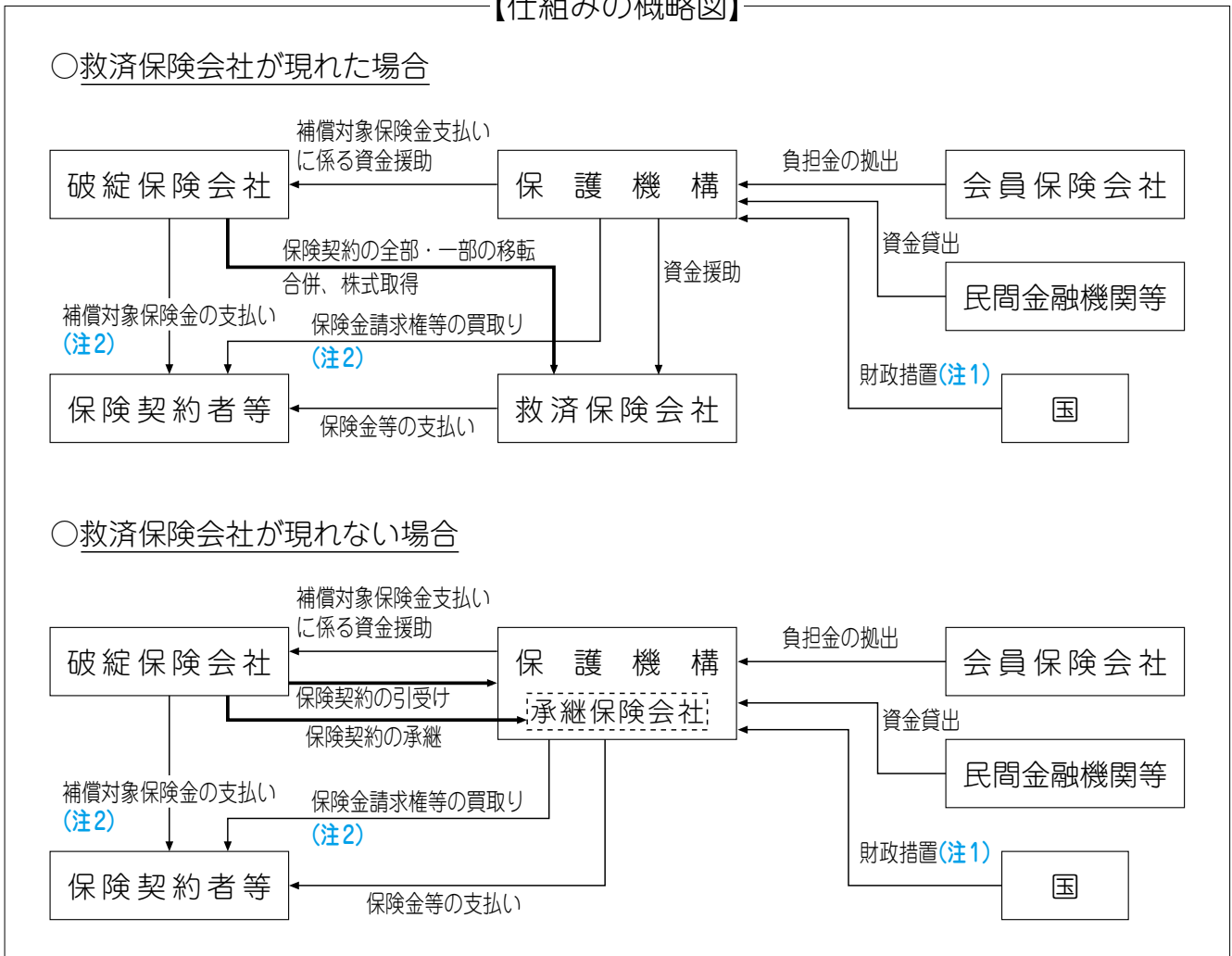
お申し込み
お申し込み

11 12
生命保険契約者保護機構
について
支払査定時照会制度
について

(注3) 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

(注4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前ページ(注2)に記載の率となります。）。

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

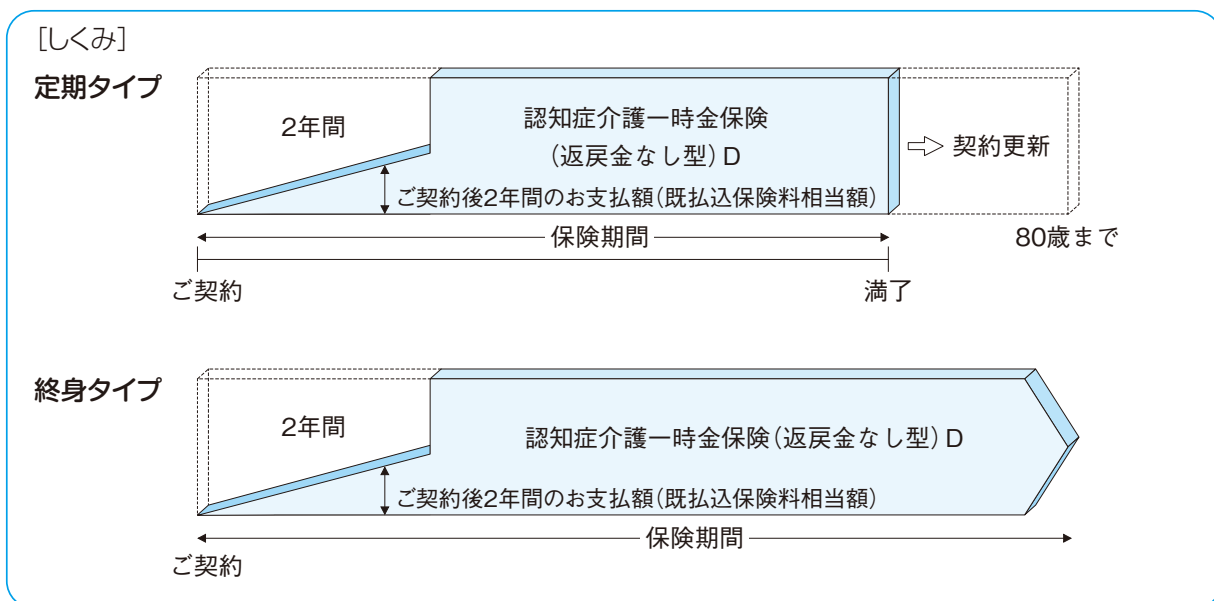
13. 保険の特長としくみについて

1. 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの特長としくみについて

(1) 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dについて

保険期間内に被保険者が認知症と診断されたときや、認知症と診断され、所定の状態かつ要介護1以上の状態になられた場合の保障を一時金でご準備いただける保険です。

- 保険期間内に被保険者が器質性認知症と診断確定され、所定の状態、かつ公的介護保険制度の要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき、認知症介護一時金をお受取りいただけます。
- I型の場合は、保険期間内に被保険者が器質性認知症と診断確定されたとき、認知症診断一時金をお受取りいただけます。



○保険契約の型は、認知症診断一時金の有無により以下のI型、II型の2種類があります。

一時金	保険契約の型	I型	II型
認知症介護一時金		○	○
認知症診断一時金		○	—

(注) ○: 当該一時金等が組み込まれていることを表します。

保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときは、死亡給付金が支払われます。

○定期タイプについては、保険契約者から特にお申出がない限り、更新のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます（更新されない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申出ください）。(⇒4項：p.13)

○選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、I型の場合で、保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、保険契約の型をII型に変更したうえで、保険契約の更新および保険期間が終身の保険契約への変更を取扱います。

お知らせ
お申し込み
お申し込み
お申し込み

特長としくみ

保険料のお支払い

ご契約後

12 13 保険の特長としくみについて
生命保険契約者保護機構について

お支払いする一時金等	支払事由	支払金額	受取人
認知症 介護一時金	責任開始の時に器質性認知症と診断確定(注1)されることがなく、かつ器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき		認知症 介護一時金 受取人
	(1) 契約成立日からその日を含めて2年以内(注2)の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、器質性認知症と診断確定(注1)されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数)の金額(注4)	
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ①被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、器質性認知症と診断確定(注1)および所定の状態(注5)と医師によって判定されていること ②被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、公的介護保険制度(注6)に基づく要介護1以上の状態(注7)に該当していると認定されていること	認知症介護一時金額	
認知症 診断一時金	責任開始の時に器質性認知症と診断確定(注1)されることがなく、かつ器質性認知症の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) 契約成立日からその日を含めて2年以内(注2)の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、器質性認知症と診断確定(注1)されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数)の金額(注4)	
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注3)により、器質性認知症と診断確定(注1)されたとき	認知症介護一時金額の10%	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(注8)	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

(注1) 器質性認知症については「(2) 器質性認知症について」(⇒p.31)をご参照ください。

(注2) 責任開始の日から契約成立日の前日までを含みます。

(注3) 薬物依存は含みません。

(注4) 認知症介護一時金と認知症診断一時金は重複して支払いません。

(注5) 所定の状態とは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健社局長通知)」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「M」のいずれかであると医師の資格を持つものによって判定されていることをいいます。くわしくは「(3) 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(⇒p.32)をご覧ください。

(注6) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

(満40歳以上の方が、公的介護保険制度の被保険者となります(2020年8月現在)。)

(注7) 要介護認定に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める状態をいいます。

(注8) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。

○契約成立日からその日を含めて2年以内に、認知症介護一時金の支払事由または認知症診断一時金の支払事由に該当したときは、（認知症介護一時金額に対する月払保険料）×（保険料を払い込んだ回数）（別表5）の金額を認知症介護一時金または認知症診断一時金として支払い、認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dは消滅します。

（注）この場合、認知症介護一時金と認知症診断一時金は重複して支払いません。

約款別表5⇒p.74

- 認知症診断一時金の支払限度は、保険期間を通じて1回とします。
- 契約成立日からその日を含めて2年経過後に、認知症介護一時金の支払事由および認知症診断一時金の支払事由に該当したときは、認知症診断一時金相当額を認知症介護一時金額に加算して支払います。この場合、認知症診断一時金は支払いません。
- 認知症介護一時金をお支払いしたときは、支払事由に該当した時にさかのぼってご契約は消滅します。したがって、認知症介護一時金のお支払後に当該被保険者が死亡した場合は、死亡給付金はお支払いしません。
- 法令改正等による公的介護保険制度等の改正または介護に関する技術または環境の変化（公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等）のいずれかの事由が、認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの支払事由に影響を及ぼす場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。なお、この場合は、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。
- 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dには、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金があります。

(2)器質性認知症について

- 器質性認知症とは、次のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つものによって診断確定された場合をいいます（約款別表1）。
 1. 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 2. 正常に成熟した脳が、1. による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

約款別表1⇒p.73

- 軽度認知障害、健忘症、統合失調症、うつ病、仮性認知症、知的障害＜精神遅滞＞などは、「器質性認知症」には含まれません。

(3) 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準について

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
	II b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

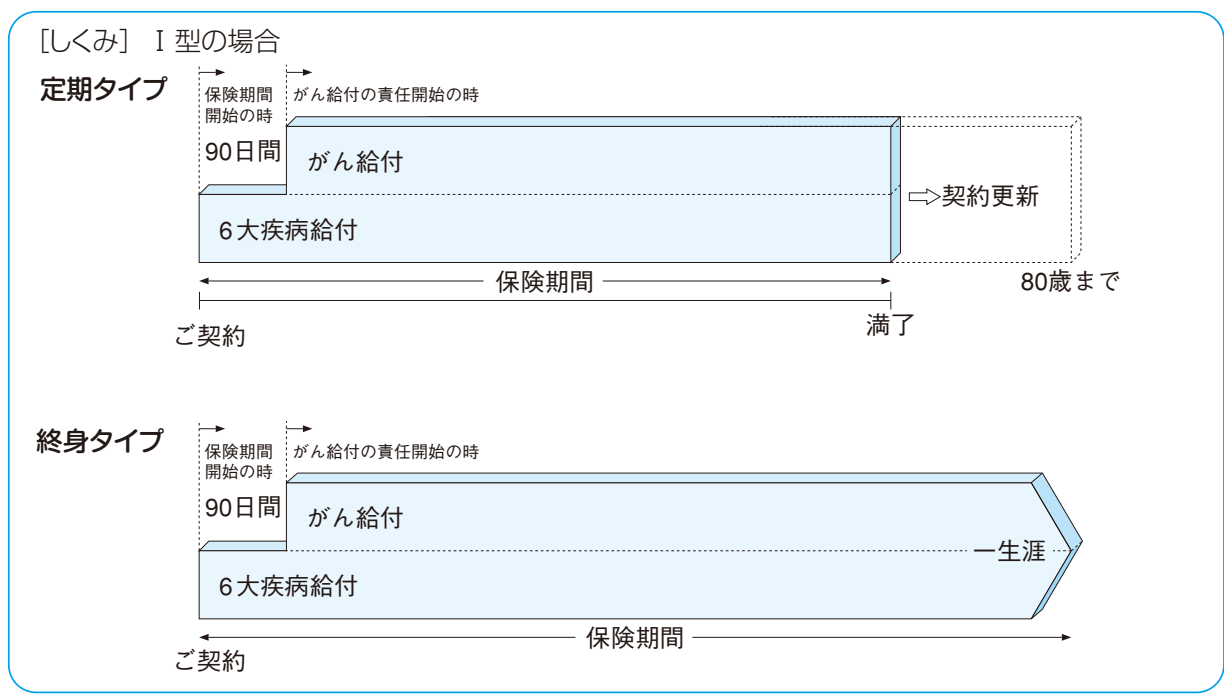
2. 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの特長としくみについて

がんまたは6大疾病による所定の診断・入院・手術の保障を一時金でご準備いただける保険です。

- 被保険者が、がんまたは6大疾病により所定の診断・入院・手術のときにがん診断一時金または6大疾病一時金をお支払いします。
- がん診断一時金および6大疾病一時金の支払対象となる疾病は、[約款別表1・2](#)に定めるがん、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患です。

[約款別表1](#) ⇨ p.98、[約款別表2](#) ⇨ p.99

- 上記給付のうち、がんを直接の原因とするがん診断一時金を「がん給付」といい、6大疾病を直接の原因とする6大疾病一時金を「6大疾病給付」といいます。



- 保険契約の型は、がん診断一時金および6大疾病一時金の有無により以下のI型、II型、III型の3種類があります。

保険契約の型	I型	II型	III型
一時金			
がん診断一時金	○	—	○
6大疾病一時金	○	○	—

(注) ○: 当該一時金等が組み込まれていることを表します。

保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときは、死亡給付金が支払われます。

- がん給付については、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。(⇨4項 : p.13)
- 定期タイプについては、保険契約者から特にお申出がない限り、更新のお申出があったものとして保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます（更新しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申出ください。)(⇨4項 : p.13)

お知らせ(契約) (契約) 特長としくみ 保険料のお払込み 契約後(しくみ) 13 保険の特長としくみ(しくみ)

お支払いする一時金等	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
がん診断一時金	<p>「がん給付」の責任開始の時前にかんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時以後保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1 回目のがん診断一時金 がんと診断確定されたとき</p> <p>② 2 回目以後のがん診断一時金 次のいずれかに該当したとき</p> <p>ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たながんと診断確定されたとき</p> <p>イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にかんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき</p> <p>ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき</p>	生活習慣病一時金額	1年に1回 通算限度なし	
6大疾病一時金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 急性心筋梗塞または狭心症 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1 回目の6大疾病一時金 ア. 急性心筋梗塞を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院(注1)を開始したとき、もしくは手術を受けたとき イ. 狭心症を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2 回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(1) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、急性心筋梗塞または狭心症をそれぞれ新たに発病していることを必要とします。</p> <p>(2) 脳卒中 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1 回目の6大疾病一時金 脳卒中を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院(注1)を開始したとき、もしくは手術を受けたとき</p> <p>② 2 回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(2) - ①に該当したとき ただし、脳卒中を新たに発病していることを必要とします。</p>	生活習慣病一時金額	1年に1回 通算限度なし	生活習慣病一時金受取人

お支払いする一時金等	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
6大疾病一時金	<p>(3) 慢性腎不全</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、慢性腎不全を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金</p> <p>ア. 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5と医師によって診断されたとき</p> <p>イ. その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金</p> <p>6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(3) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p>	生活習慣病一時金額	1年に1回 通算限度なし (ただし、(3) - ①のア、(4) - ①のア、(5) - ①のア. については、保険期間を通じて1回限り)	生活習慣病一時金受取人
	<p>(4) 肝硬変</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、肝硬変を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金</p> <p>ア. 肝硬変と医師によって診断されたとき</p> <p>イ. その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金</p> <p>6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(4) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p>			
	<p>(5) 糖尿病</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、糖尿病を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金</p> <p>ア. 糖尿病性網膜症と医師によって診断されたとき</p> <p>イ. その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽を発病し、その治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金</p> <p>6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(5) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p> <p>ただし、糖尿病性壊疽については新たに生じていることを必要とします。</p>			

お知らせ
(契約の際)

特長としくみ

保険料のお支払い

「契約後」

13 保険の特長としくみ

お支払いする一時金等	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
6大疾病一時金	<p>(6) 高血圧性疾患 「6大疾病給付」の責任開始の時以後保険期間中に、高血圧性疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤と医師によって診断されたとき イ. その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、上記(6) - ①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、新たに大動脈瘤等が生じていることを必要とします。</p>	生活習慣病一時金額	1年に1回 通算限度なし (ただし、(6) - ①のア. については、保険期間を通じて1回限り)	生活習慣病一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(注2)	生活習慣病一時金額の10%		死亡給付金受取人

(注1) 入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。

(注2) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合、死亡給付金はありません。

○生活習慣病一時金保険(返戻金なし型) Dには、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ(有期払)の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金があります。

○がんについて

●がん診断一時金の支払対象となる「がん」とは、[約款別表 1-1](#)に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが[約款別表 1-4](#)に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

[約款別表 1 ⇨ P.98](#)

●「がん」の診断確定は、病理組織学的所見(生検を含みます。)による診断確定、または病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定のいずれかである必要があります。

○生活習慣病一時金保険(返戻金なし型) Dにおけるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による取扱い「責任開始の時前のがん診断確定によるⅡ型への変更と保険契約者の申出による無効について(生活習慣病一時金保険(返戻金なし型) D(Ⅰ型)の場合)」および「責任開始の時前のがん診断確定による無効について(生活習慣病一時金保険(返戻金なし型) D(Ⅲ型)の場合)」について、くわしくは[7項\(⇨p.17\)](#)をご参照ください。

❗ ご留意ください

被保険者が告知日前または告知日からがん給付の責任開始の時前のがんと診断確定されていた場合でも、告知義務違反による解除(⇨[3項:p.11](#))または重大事由による解除(⇨[7項:p.17](#))に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取扱いとすることがあります。

(1)がん診断一時金について

○被保険者が同時にごん診断一時金の支払事由に複数該当された場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。また、がん診断一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たにがん診断一時金の支払事由に該当した場合でも、がん診断一時金をお支払いしません。

(2)6大疾病一時金について

○6大疾病一時金の支払対象となる〈手術〉は、**約款別表4**に定める手術とします。

約款別表4⇒p.100

○6大疾病一時金のお支払いは、責任開始の時以後に発病した疾病を原因とする場合に限ります。したがって、責任開始の時前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診察、検査で異常を指摘されていた場合で、その疾病により支払事由に該当したときには、責任開始の時からの経過期間にかかわらず、6大疾病一時金はお支払いしません。**（注）**

○被保険者が同時に6大疾病一時金の支払事由に複数該当された場合でも、6大疾病一時金を重複してお支払いしません。また、6大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たに6大疾病一時金の支払事由に該当した場合でも、6大疾病一時金をお支払いしません。

（注）ただし、契約締結時に責任開始の時前の診察、治療などの事実につき正確かつ十分な告知があったうえで朝日生命がご契約をお引受けしたときには支払対象となります（なお、特別条件を付けてご契約をお引受けする場合には、その特別条件の範囲内での支払いととなります。）。

3. 保険契約の更新について

○保険期間満了の2週間前までに更新しない旨のお申出がないときは、更新のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます。（更新日に朝日生命が更新の対象となる保険契約を取り扱っていないときは、更新のお取扱いに準じて朝日生命の定める同種の保険契約を締結します。また、会社の取扱いの範囲内で、会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。）この場合、診査および告知は不要です。

○更新後のご契約の保険期間は、被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度として、更新前のご契約の保険期間と同一とします。なお、お申出により会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。

○更新後のご契約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢等により計算します。その場合、更新日現在の保険料率が適用され、一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。

○更新のお取扱いにあたっては、更新前のご契約の最終の保険料が払い込まれることが必要です。

○一時金額等は、更新前のご契約と同一とします。ただし、お申出により一時金額等を減額することができます。

○更新前後の保険期間は継続したものと取り扱いますので、更新後のご契約の給付限度の判定は、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。

○朝日生命所定の条件を満たさない場合には、更新のお取扱いをしない場合があります。

4. 保険期間について

○ご契約時に保険期間を選択していただきます。

○次の「**5. 保険期間の終身変更について**」の場合を除いて保険期間および保険料払込期間の変更はできません。

5. 保険期間の終身変更について

○認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dおよび生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dのそれぞれの定期タイプは、保険期間満了日の被保険者の年齢が74歳以下のとき、保険期間満了の際に、元のご契約に代えて、その一時金額を限度として、診査や告知をしないで同種の保険契約（終身タイプ）に変更することができます。同種の保険契約（終身タイプ）への変更は、保険期間満了日の1か月前までにお申込みください。

- 変更後契約の保険料は、変更日の被保険者の年齢によって定めます。その場合、変更日現在の約款および保険料率が適用されます。
- 変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として変更後契約への変更をお取扱いします。
- 変更のお取扱いにあたっては、変更前契約の最終の保険料が払込まれることが必要です。
- 変更後契約の第1回保険料は、変更日を含む月の末日までにお払込みいただきます。

! ご留意ください

○次の場合には、保険期間を終身に変更することができません。

- 認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dについては、契約成立日からの日を含めて2年以内のご契約
- 変更前契約に特別条件の適用を受けたご契約（ただし、一時金の削減期間経過後の場合にはお取扱いします。）
- 上記以外で、朝日生命所定の要件に該当するご契約

6. その他の留意事項について

○認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dおよび生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dには満期保険金はありません。

また、契約者貸付、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取扱いはできません。

14. 指定代理請求人による請求制度について

一時金等の受取人となる被保険者が一時金等をご請求できない事情があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって一時金等をご請求することができる制度です。

1. 代理請求できる場合

- 指定代理請求特約Dは、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 一時金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が一時金等を自らご請求できないと朝日生命が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって一時金等をご請求することができます。

- ・ 傷害または疾病により、一時金等をご請求する意思表示ができないこと
- ・ 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- ・ その他上記に準じる状態であること

2. 指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定する必要があります。
- 指定代理請求人は1名とし、一時金等のご請求を行う場合には、そのご請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 次の範囲内の者
 - ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族
 - ③被保険者の3親等内の血族
 - ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために一時金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
 - ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ②被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 保険契約者は、指定代理請求人の指定が不要となった場合には、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。この場合、指定代理請求特約Dは消滅します。
- 保険契約者が法人である場合、指定代理請求人を指定することはできません。また、保険契約者の変更により、保険契約者が法人となる場合には、指定代理請求人の指定は取り消されます。この場合、指定代理請求特約Dは消滅します。

お知らせ
（契約ご際）

特長としくみ

保険料のお払込み

1. 契約後について

13 14 指定代理請求人による請求制度について
保険の特長としくみについて

! ご留意ください

- 被保険者の法令に定める代理人に一時金等のご請求の代理権等が付与されている登記がある場合、指定代理請求人が故意に一時金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に一時金等受取人を一時金等を自らご請求できない状態に該当させた場合は、指定代理請求人は一時金等をご請求することができません。
- 指定代理請求特約Dを付加したときは、確実にご請求いただけるよう、指定代理請求人にあらかじめ指定代理請求特約Dについてのご説明をお願いいたします。

3. 代理請求の対象となる一時金等について

指定代理請求人は次の一時金等をご請求することができます。

- 被保険者が受け取ることとなる次の一時金等

(被保険者と保険契約者が同一である場合の保険契約者が受け取ることとなる一時金等を含みます。)

・ 認知症介護一時金 ・ 認知症診断一時金 ・ がん診断一時金 ・ 6大疾病一時金

4. 指定代理請求特約Dの留意事項について

- 指定代理請求人に一時金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその一時金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に一時金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡しませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命あてご照会を受けたときは、一時金等のお支払いをしていること、またはご契約の全部または一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。また、一時金等などが支払われたことによりその事実を知る場合のように、被保険者本人がご自身の健康状態について知る可能性がありますので、お含み置きください。
- 指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や一時金等の支払事由に該当したことを証明する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証明する書類を提出いただきます。ご提出いただいた書類等で指定代理請求人の範囲内であることおよび一時金等を請求すべき適当な理由が確認できない場合には、一時金等のお支払いができませんので、お含み置きください。また、親族以外の指定代理請求人からのご請求に対してお支払いする一時金等は原則一時金等の受取人ご本人様の口座へお振込みさせていただきます。

5. ご契約内容ご家族説明制度について

保険契約者にご家族の連絡先を事前に登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲で契約内容(注)の説明を可能とする制度です。

ご登録いただけるご家族の範囲は、配偶者・3親等内親族または指定代理請求人で、お2人まで登録可能です。

(注) 過去の給付金等のお支払い内容や診断書などのセンシティブ情報は除きます。

15. 保険料の払込方法、猶予期間と失効、復活について

1. 保険料の払込み方法について

認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D、生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dの保険料は、クレジットカード扱によるお払込みとなります。クレジットカード扱は、朝日生命が提携しているカード会社を經由して保険料をお払込みいただく方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料充当金領収証は発行しません。

2. 保険料払込みの猶予期間と失効について

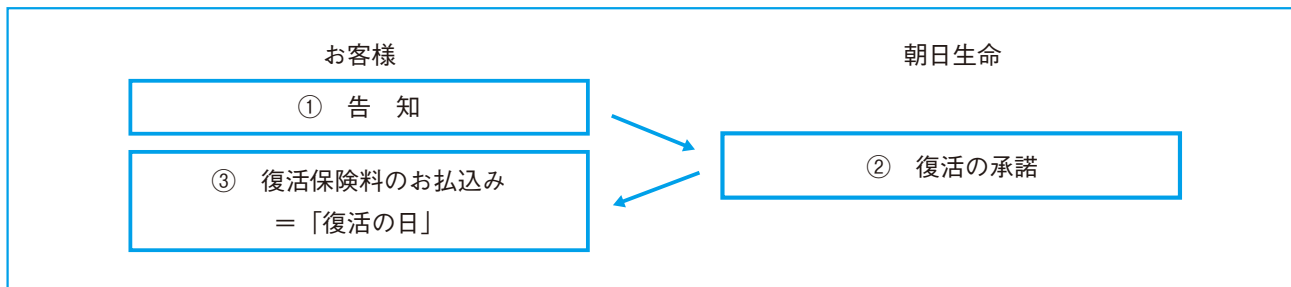
保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、払込期月の翌月の1日から末日までを保険料のお払込みの猶予期間とします。

保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、失効となり、ご契約の効力がなくなります。

3. 復活について

○ご契約の効力がなくなった場合でも、ご契約の復活ができます。

失効した日からその日を含めて3年以内（認知症介護一時金保険（返戻金なし型）Dの場合は3か月以内）なら朝日生命の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みすることができます。



○この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知をしていただきます。会社が復活のお申込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といいます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。

❗️ ご注意ください

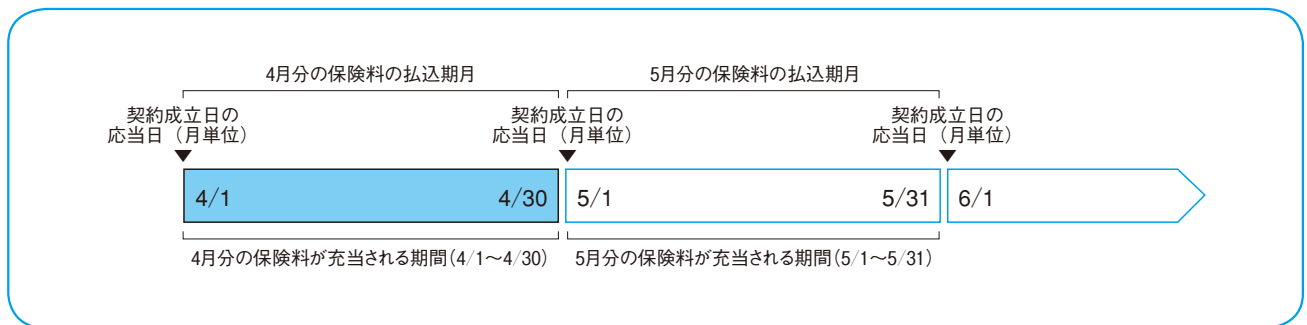
- 復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、一時金等をお支払いできない場合があります。（⇒8項：p.20）
- 生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dにおけるがん給付は、復活の日から所定の期間内に支払事由が発生した場合は、お支払いできません。（⇒8項：p.20）
- 特別条件付のご契約が失効した場合、失効後2年を経過すると復活のお取扱いができなくなります。

16. 一時金等の支払事由が発生した時の保険料について

保険料は、毎払込期月の契約成立日の応当日から次の払込期月の契約成立日の応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約成立日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。

- 保険料のお払込みがないまま、払込期月の契約成立日の応当日以後に一時金等の支払事由が発生したときには、その未払込保険料を差し引いて一時金等をお支払いします。
- 猶予期間中の契約成立日の応当日以後に一時金等の支払事由が発生した場合は、2か月分の保険料を一時金等から差し引くか、お払込みいただきます。

〔例〕 月払契約の場合



17. 保険契約者、一時金等受取人の変更について

1. 保険契約者の変更について

- 保険契約者は、**被保険者の同意と朝日生命の承諾**を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（一時金等受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新しい保険契約者に引き継がれます。

2. 一時金等受取人の変更について

(1) 一時金等受取人の変更について

- 保険契約者は一時金等の支払事由が発生するまでは、**被保険者の同意**を得て、一時金等受取人を変更することができます。
- 一時金等受取人を変更される場合には、すみやかに朝日生命へご通知ください。新しい一時金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- (注) 朝日生命が通知を受ける前に変更前の一時金等受取人に一時金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の一時金等受取人から一時金等の請求を受けても、朝日生命は一時金等をお支払いしません。

(2) 遺言による一時金等受取人の変更について

- 保険契約者は一時金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、一時金等受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から朝日生命へご通知ください。
- 一時金等受取人の変更は、**被保険者の同意**がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- (注) 朝日生命が通知を受ける前に変更前の一時金等受取人に一時金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の一時金等受取人から一時金等の請求を受けても、朝日生命は一時金等をお支払いしません。

(3) 一時金等受取人が死亡した場合

- 一時金等受取人がお亡くなりになったときは、すみやかに朝日生命へご通知ください。新しい一時金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人が亡くなった時以後、死亡給付金受取人の変更が行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人を死亡給付金受取人とします。なお、死亡給付金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

18. 解約・減額と返戻金について

1. 解約・減額について

- ご契約の解約・減額はいつでもできますが、解約・減額した部分については、以後の保障はなくなります。
- ご継続を迷われたときはお気軽にご相談ください。

2. 返戻金について

認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D、生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Dには解約返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、一時金額の10%の解約返戻金があります。

3. 被保険者による保険契約者への解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または一時金等受取人が朝日生命に保険給付を行わせることを目的として一時金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②一時金等受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または一時金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者をご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

4. 債権者等による解約について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が朝日生命に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が朝日生命に通知された時において、以下のすべてを満たす一時金等受取人は、ご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

- 一時金等受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が朝日生命に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が朝日生命に到達した日に解約の効力が生じたとすれば朝日生命が債権者等に支払うべき金額を、債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を朝日生命に対して通知すること（朝日生命への通知についても期間内に行うこと）

19. 生命保険と税金について

生命保険には税制上の特典があります。

以降の記載は2020年8月現在の税制に基づいています。将来的に税制が変更され、取扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署にご確認くださいようお願いいたします。

1. 「生命保険料控除制度」について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

(1) 契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る生命保険料控除について

- 「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごと（「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」）に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します（「その他保険料」については、「生命保険料控除」の対象外となります）。
- 契約日が2011年12月31日以前の生命保険についても、次のお手続きを行った場合、契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る「生命保険料控除」が適用されます。

- | | |
|---|--------------|
| ・ 転換 | ・ 保障見直し |
| ・ 主契約および特約の更新（更新中止した場合は除きます） | ・ 終身増額特約への変更 |
| ・ 払込満了後有効特約の終身変更 | ・ 特約の中途増額 |
| ・ 特約の中途付加（「その他保険料」に区分される特約のみを中途付加する場合は除きます） | 等 |

① 所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円超80,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円超	一律40,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、120,000円が上限となります。

② 住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円超56,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円超	一律28,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

③「控除証明区分」について

○「ご契約のしおり」に掲載の各主契約の「控除証明区分」は下表のとおりです。

介護医療保険料	
・認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D	・生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D

○その他主契約・特約の保険料がいずれの「控除証明区分」に区分されるかについては、朝日生命ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) をご確認ください。

(2) 契約日が2011年12月31日以前の生命保険および契約日が2012年1月1日以降の生命保険の双方にご加入の場合

○「控除証明区分」ごとに「契約日が2011年12月31日以前の生命保険」に係る生命保険料控除により控除される金額を合算することができます。この場合、所得税は40,000円、住民税は28,000円が「控除証明区分」ごとに控除される金額の上限となります。ただし、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出された金額を合算して、所得税は120,000円、住民税は70,000円が控除される金額の上限となります。

契約日が2011年12月31日以前の生命保険に係る生命保険料控除について

○「生命保険料控除」で控除される金額は、お申込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて「一般生命保険料」「個人年金保険料」に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します。

①所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下	年間正味払込保険料の全額
25,000円超50,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 12,500\text{円}$
50,000円超100,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 25,000\text{円}$
100,000円超	一律50,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、100,000円が上限となります。

②住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下	年間正味払込保険料の全額
15,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 7,500\text{円}$
40,000円超70,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 17,500\text{円}$
70,000円超	一律35,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

(3)「生命保険料控除証明書」について

○毎年10月頃に「生命保険料控除証明書」を郵送にてお届けしますので、申告のときまで大切に保管してください。

2. 一時金等の税制上のお取扱いについて

○一時金等にかかる税金は保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

(1) 一時金等をお受取りの場合

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にするその他の親族に該当する場合、次の一時金等は全額非課税となります。

- ・ 認知症介護一時金
- ・ 認知症診断一時金
- ・ がん診断一時金
- ・ 6大疾病一時金

(2) 死亡給付金をお受取りの場合

① 死亡給付金の税制のお取扱いについて

契約内容	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が保険契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	夫	子	夫	住民税
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

② 相続税に関する死亡給付金の非課税金額について

保険契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合には、死亡給付金（ご契約が2件以上のときは合計します）に対し相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

20. 一時金等のご請求に関する訴訟について

一時金等のご請求に関する訴訟については、朝日生命の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある朝日生命の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

21. 諸請求に必要な書類について

1. 一時金等のご請求について

- 被保険者が一時金等の支払事由に該当したときには、すみやかに朝日生命お客様サービスセンターへお知らせください。
- 一時金等の請求に必要な書類は約款の別表に記載していますので、ご確認ください。

約款	該当別表	掲載ページ
無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	別表6	P.74
無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	別表5	P.100

2. 其他のご請求について

- 保険契約に関する諸請求には、次の書類（電子計算機の画面を含みます。）が必要です。お手続きが必要となった場合には、朝日生命お客様サービスセンターへお知らせください。

請求に必要な書類 請求する事項	朝日生命所定の 請 求 書	保険契約者の 印鑑証明書	朝日生命所定の 告 知 書
保険契約の復活（⇒15項：p.41）	●	—	●
一時金額の減額（⇒18項：p.44）	●	●	—
解約（⇒18項：p.44）	●	●	—
一時金等受取人の変更（⇒17項：p.43）	●	●	—
保険契約者の変更（⇒17項：p.43）	●	●	—

! ご留意ください

- 朝日生命は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めること、または別表に記載された書類の一部の省略のお取扱いを行うことがあります。
- 一時金等のご請求に際し、朝日生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、お客様の負担となります。
- 代理人によるご請求の場合、別表に記載の必要書類の他に、受取人が一時金等をご請求できない事情の存在を証明する書類があわせて必要となります。
- 一時金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることや朝日生命の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- 一時金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、朝日生命にその登記事項証明書をご提出ください。

22. 一時金等の支払期限について

○一時金等のご請求があった場合、朝日生命は、必要書類が会社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて5営業日以内に一時金等をお支払いします。ただし、一時金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

	一時金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
1	一時金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 (1) 一時金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2) 一時金等の免責事由に該当する可能性がある場合 (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	上記1の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 (1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (3) 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類が朝日生命に到着した日とは、完備された必要書類が朝日生命に到着した日をいいます。

○やむを得ず上記期限を超えてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

○一時金等をお支払いするための上記1・2の確認に際し、保険契約者・被保険者または一時金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、朝日生命はこれによりその確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は一時金等をお支払いしません。

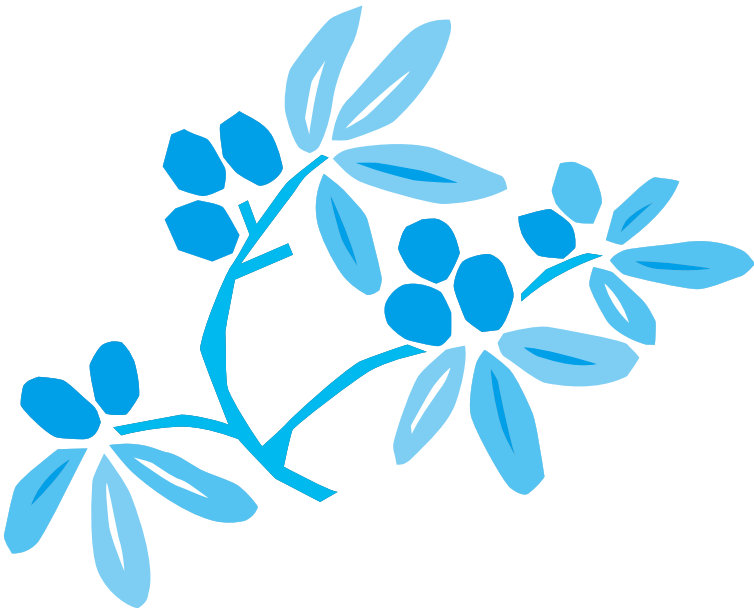
お知らせ
（契約の際）

特長
ごへみ

保険料
のお支払い

ご契約後
ごについて

21 22
一時金等の
支払期限について
諸請求に必要な
書類について



約款

約款 は、ご契約のとりきめを記載しています。

約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 **〈本文〉**
この約款の「本文」です。

2 **〈補足説明〉**
・「本文」に記載した用語について、説明しています。
（例：* 1、* 2…）
・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。
（例：A、B…）
※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払い**しません**。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金額	受取人
<p style="text-align: center;">入院給付金</p> <p>被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき</p> <p>(1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院</p> <p>(2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院</p> <p>(3) 病院または診療所*5への入院</p> <p>(4) 入院日数が1日*6以上の入院</p>	<p>1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）</p>	入院給付金受取人
<p style="text-align: center;">入院初期重点給付金</p> <p>被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院をしたとき</p>	<p>1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）</p> <p>（注）入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。</p>	

★別表1（P.332参照）、別表2（P.333参照）、別表3（P.335参照）、別表4（P.335参照）、別表5（P.335参照）

第4条 補足説明

***1 入院**
医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所^{*5}に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りません。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

***2 責任開始の時**
第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

***3 傷害**
責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1*）を直接の原因とする傷害をいいます。

3 **〈脚注〉**
「別表」や「ご契約のしおり」などを参照している部分について、その参照先のページを記載しています。
※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

【例】免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款目次

この保険の特色	54	10 契約内容の変更および更新等について	
1 保険契約の型について		第20条 保険料払込方法の変更	65
第1条 保険契約の型	54	第21条 保険契約の更新	66
2 保障の開始について		第22条 保険期間が終身の保険契約への変更	67
第2条 責任開始の時	54	第23条 認知症介護一時金額の減額	68
3 一時金等の支払いについて		11 解約等について	
第3条 一時金等の支払い	55	第24条 保険契約の解約	68
第4条 免責事由	58	第25条 返戻金	69
4 一時金等の支払請求手続について		第26条 保険料の未経過分に相当する返還金	69
第5条 一時金等の支払請求手続	59	第27条 一時金等の受取人による保険契約の存続	69
第6条 一時金等の支払時期	59	12 一時金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第28条 会社への通知による一時金等の受取人の 変更	69
第7条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	60	第29条 遺言による一時金等の受取人の変更	70
6 保険料の払込みについて		第30条 死亡給付金の受取人の死亡	70
第8条 保険料の払込み	60	第31条 保険契約者の権利義務の承継	70
第9条 保険料の払込方法（経路）	61	第32条 保険契約者の代表者および一時金等の受取 人の代表者	70
第10条 払込期月中または猶予期間中に支払事由が 生じた場合の取扱い	61	13 契約年齢の計算等について	
7 失効と復活について		第33条 契約年齢の計算	70
第11条 保険契約の失効	61	第34条 契約年齢の誤りの処理	70
第12条 保険契約の復活	61	第35条 性別の誤りの処理	71
8 取消しと無効について		14 その他	
第13条 責任開始の時に器質性認知症と診断（疑 いを含む）されていたことによる無効	62	第36条 社員配当金	71
第14条 詐欺による取消し	63	第37条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	71
第15条 不法取得目的による無効	63	第38条 保険契約者の住所の変更	71
9 告知義務と解除について		第39条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	71
第16条 告知義務	63	第40条 時効	71
第17条 告知義務違反による解除	63	第41条 管轄裁判所	72
第18条 告知義務違反による解除ができないとき	64		
第19条 重大事由による解除	64		
別表1 器質性認知症	73		
別表2 所定の状態	73		
別表3 公的介護保険制度	73		
別表4 要介護1以上の状態	73		
別表5 認知症介護一時金および認知症診断一時金	74		
別表6 認知症介護一時金、認知症診断一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類	74		

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款

(実施 2020.10.2)

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症の診断や所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 認知症介護一時金 (2) 認知症診断一時金 (3) 死亡給付金
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、一時金等の組合せにより、次のⅠ型またはⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 一時金・給付金	Ⅰ型	Ⅱ型
認知症介護一時金	○	○
認知症診断一時金	○	—
死亡給付金	○	○

(注) ○：当該一時金等が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限りま。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、Ⅰ型の場合で、更新前契約*1の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、保険契約の型をⅡ型に変更した上で、保険契約の更新（第21条）および保険期間が終身の保険契約への変更（第22条）を取り扱います。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第16条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第33条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

第1条 補足説明

*1 更新前契約

本条において、保険期間が終身の保険契約への変更前契約を含みます。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.6参照）。

3 一時金等の支払いについて

第3条 一時金等の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、認知症介護一時金、認知症診断一時金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して認知症介護一時金、認知症診断一時金または死亡給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の時*1前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことがなく、かつ器質性認知症（別表1の2.★）の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき		認知症介護一時金受取人
	(1) 契約成立日からその日を含めて2年以内*2の保険期間中に、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数)（別表5★） の金額	
認知症診断一時金	(2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき		認知症介護一時金受取人
	① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、器質性認知症と診断確定（別表1★）および所定の状態（別表2★）と医師によって判定されていること ② 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されていること	認知症介護一時金額	
死亡給付金	責任開始の時*1前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことがなく、かつ器質性認知症（別表1の2.★）の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき		死亡給付金受取人
	(1) 契約成立日からその日を含めて2年以内*2の保険期間中に、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、器質性認知症（別表1★）と診断確定されたとき	(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数)（別表5★） の金額	
	(2) 契約成立日からその日を含めて2年を経過後の保険期間中に、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき	認知症介護一時金額の10%	
	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 契約成立日からその日を含めて2年以内

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日から契約成立日の前日までを含みます。

*3 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

2. 一時金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。
(1) 認知症介護一時金および認知症診断一時金について

項目	内容
① 被保険者が、契約成立日からその日を含めて2年以内* ² に、認知症介護一時金の支払事由の(1)または認知症診断一時金の支払事由の(1)に該当したとき	認知症介護一時金と認知症診断一時金は重複して支払いません。I型の場合は認知症診断一時金として、II型の場合は認知症介護一時金として、(別表5★)の金額を支払います。この場合、この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
② 認知症診断一時金の支払事由に該当した場合の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
③ 認知症介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 認知症介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。
⑤ 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた傷害または疾病* ³ を原因として、認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ³ によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際* ⁴ に、会社が、告知(第16条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。
⑥ 契約成立日からその日を含めて2年経過後に、認知症介護一時金の支払事由の(2)および認知症診断一時金の支払事由の(2)に該当し、認知症診断一時金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	認知症診断一時金相当額を認知症介護一時金額に加算して支払います。この場合、認知症診断一時金は支払いません。

第3条 補足説明

* 4 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項目	内容
⑦ 認知症介護一時金の支払事由または認知症診断一時金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき認知症診断一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。 イ. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金を保険契約者に支払います。 ウ. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がいないときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。
⑧ 死亡給付金を支払ったとき	その後に認知症介護一時金の支払請求を受けても、認知症介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項目	内容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表1（P.73参照）、別表2（P.73参照）、別表3（P.73参照）、別表4（P.73参照）、別表5（P.74参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金等を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても一時金等を支払わない場合）
認知症介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に規定する状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

項目	内容
(2) 「戦争その他の変乱」によって一時金等の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、一時金等の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 一時金等の支払請求手続について

第5条 一時金等の支払請求手続

- 一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表6（P.74参照）

第6条 一時金等の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金等を支払います。
- 会社は、一時金等を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金等の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金等支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	一時金等の支払事由が発生した原因

第4条 補足説明

*1 責任準備金

認知症介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第6条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(3) 告知義務違反（第17条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第19条）、詐欺（第14条）または不法取得目的（第15条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第19条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金等請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、一時金等の受取人（一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知（電磁的方法を含む。）します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。

★別表6（P.74参照）

第6条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第7条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

6 保険料の払込みについて

第8条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第9条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*1
(4) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
本条の1. 一(1)から(3)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第10条 払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第8条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第8条）までに一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第11条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第8条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第12条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第11条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第16条）および告知義務違反による解除（第17条）の規定を適

第8条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第9条 補足説明

*1 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第10条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第12条 補足説明

*1 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

用します。

2. 会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.48参照）。

8 取消しと無効について

第13条 責任開始の時前に器質性認知症と診断（疑いを含む）されていたことによる無効

1. 被保険者が、この保険契約の責任開始の時*1前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されていた、もしくは、器質性認知症（別表1の2.★）の疑いがあると医師によって診断されていたときには、この保険契約は無効とし、それまでに会社に払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者と保険契約者が別の場合で、保険契約者がその事実を知っていたときは、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。この場合、返戻金（第25条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
2. 本条の1. の場合、第17条（告知義務による解除）および第19条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第12条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とするまでの保険料とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第24条）されたものとして取り扱います。
5. この保険契約の責任開始の日*2からその日を含めて5年以内の保険期間中に、会社が本条の1. に定める無効の原因となる事実を知らず、被保険者が責任開始の時*1前および責任開始の日*2からその日を含めて5年以内の保険期間中に、次の(1)および(2)のいずれにも該当しなかったときは、本条の1. の規定は適用せず、この保険契約は有効に継続したものとみなします。
 - (1) 所定の状態（別表2★）と医師によって判定されたこと
 - (2) 公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）に該当していると認定されたこと
6. 本条の5. の規定により、本条の1. の規定を適用しない場合、責任開始の日*2からその日を含めて5年を経過した後は、第3条の1.（一時金等の支払い）を次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、本条の5. の規定にもとづき契約が有効に継続したものとみなす場合、次の表および本条の2. の規定のとおり、一時金等の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金等をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

第13条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する日をいいます。なお、この保険契約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の日とします。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の日*1からその日を含めて5年を経過した後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき (1) 被保険者が、器質性認知症と診断確定（別表1★）および所定の状態（別表2★）と医師によって判定されていること (2) 被保険者が、公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されていること	認知症介護一時金額	認知症介護一時金受取人
認知症診断一時金	責任開始の時*1前および責任開始の日*2からその日を含めて5年以内に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことのない被保険者が、責任開始の日*2から5年を経過した後の保険期間中に、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき	認知症介護一時金額の10%	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありませぬ。	認知症介護一時金額の10%	受取人 死亡給付金

★別表1（P.73参照）、別表2（P.73参照）、別表3（P.73参照）、別表4（P.73参照）

第14条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第12条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第15条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第12条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|------------------------|
| (1) 一時金等を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に一時金等を不法に取得させる目的 |

9 告知義務と解除について

第16条 告知義務

- 会社は、この保険契約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を告知書等で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金等の支払事由（第3条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知を求められた事項について、告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第17条 告知義務違反による解除

- この保険契約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第16条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

す。

2. 会社は、一時金等の支払事由（第3条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 一時金等は支払いません。 |
| (2) すでに一時金等を支払っていたときは、その返還を請求します。 |

3. 本条の2.の規定にかかわらず、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法含む。）します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または一時金等の受取人に通知（電磁的方法含む。）します。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合 |
| (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第25条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第18条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第17条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- | |
|--|
| (1) この保険契約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき |
| (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第16条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき |
| (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第16条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき |
| (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき |
| (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第3条）が生じないで、その期間を経過したとき |

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第19条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第18条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第19条 補足説明***1 一時金等**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが一時金等の受取人のみであり、その一時金等の受取人が一時金等の一部の受取人であるときは、一時金等のうち、その受取人に支払われるべき一時金等をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または一時金等の受取人が一時金等を詐取する目的もしくは他人に一時金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金等の請求に関し、一時金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または一時金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または一時金等の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金等の支払事由（第3条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由が生じていたときは、その一時金等の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金等*1は支払いません。
- (2) すでに一時金等*1を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第17条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第25条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、一時金等の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し一時金等を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない一時金等に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

10 契約内容の変更および更新等について**第20条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第8条（保険料の払込み）および第9条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第8条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第21条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第33条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第8条(保険料の払込み)の1. および第10条(払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い)の2.の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の認知症介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護一時金額を減額して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1.-(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 一時金等の支払い（第3条・第4条）および告知義務違反による解除（第17条・第18条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第34条・第35条）に準じて取り扱います。
(7) 更新後契約の保険契約の型	I型の場合で、更新前契約の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、第1条（保険契約の型）の2.の規定に準じて、更新後契約をII型に変更して更新します。

第21条 補足説明

***1 保険期間満了日の翌日**

本条において「更新日」といいます。

項目	内容
(8) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第22条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第21条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 変更日*1における被保険者の年齢（第33条）が75歳以下であること |
| (3) 契約成立日からその日を含めて2年を経過していること |

2. 保険期間が終身の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後契約*3の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第8条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（保険料の払込み）の1. および第10条（払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*3の保険料払込みの猶予期間満了日（第8条）までに、変更後契約*3の一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、この保険契約は変更後契約*3に変更されなかったものとしします。 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*3に変更されなかったものとしします。
(3) 変更後契約*3の認知症介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日*4の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*4の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*3の認知症介護一時金額を減額することができます。

第22条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約をいいます。

*4 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項目	内容
(4) 変更後契約* ³ に変更されたとき	① 変更後契約* ³ の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金等の支払い（第3条・第4条）および告知義務違反による解除（第17条・第18条）に関する規定について、変更後契約* ³ の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ³ に変更された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第34条・第35条）に準じて取り扱います。
(6) 変更後契約の保険期間の型	I型の場合で、変更前契約の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、第1条（保険契約の型）の2.の規定に準じて、変更後契約をII型に変更します。
(7) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)および(2)を満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*⁴の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第23条 認知症介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって認知症介護一時金額を減額*[★]することができます。ただし、会社は、減額後の認知症介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 認知症介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第24条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 認知症介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.48参照）。

11 解約等について

第24条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第25条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類*[★]が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.48参照）。

第25条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（認知症介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第26条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金等を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金等の支払事由（第3条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第17条）または重大事由（第19条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第23条）または解約（第24条）されたとき

第27条 一時金等の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす一時金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金等の支払事由（第3条）が生じ、会社が一時金等を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金等の受取人に支払います。

12 一時金等の受取人および保険契約者について

第28条 会社への通知による一時金等の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知*により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に一時金等を支払ったと

第26条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第8条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第27条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

きは、その支払い後に変更後の受取人から一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.48参照）。

第29条 遺言による一時金等の受取人の変更

1. 第28条（会社への通知による一時金等の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第30条 死亡給付金の受取人の死亡

1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第31条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第32条 保険契約者の代表者および一時金等の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 一時金等について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

13 契約年齢の計算等について

第33条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第34条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第33条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の

第33条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

第35条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあつたときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

14 その他

第36条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第37条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第38条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第39条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の認知症介護一時金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第24条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第40条 時効

一時金等（第3条）または返戻金（第25条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第39条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第2条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第41条 管轄裁判所

この保険契約における一時金等の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または一時金等の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

第41条 補足説明

*** 1 一時金等の受取人**

一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*** 2 同一の都道府県内にある支社**

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 器質性認知症

1. 次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによるものとする必要があります。

- ① 画像所見による診断確定
- ② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用<飲酒>による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病性障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7
神経系のその他の変性疾患、他の分類されないもの（G 31）のうち、	
限局性脳萎縮症（前頭側頭型認知症（F T D）に限る。）	G 31.0
神経性のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限る。）	G 31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表2 所定の状態

所定の状態とは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「M」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていることをいいます。

別表3 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表4 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表5 認知症介護一時金および認知症診断一時金

契約成立日からその日を含めて2年以内に認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に該当したときは、つぎの算式によって計算される金額を支払います。(認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数)

1. 上記の「保険料を払い込んだ回数」とは、被保険者が契約成立日から器質性認知症と医師により診断確定された日までに払い込むべき回数とします。
2. 年払契約または半年払契約の場合、「月払保険料」は、保険料の払込方法(回数)を月払とした場合の保険料とします。
3. 団体保険料率が適用されている場合には、団体特約Dの規定にかかわらず、「月払保険料」は、基準保険料率を用いて計算します。
4. 認知症介護一時金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、認知症介護一時金および認知症診断一時金の支払事由に該当する保険料であったものとして計算します。

別表6 認知症介護一時金、認知症診断一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 認知症介護一時金の支払い	(1) 認知症介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度(別表3)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 認知症介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 認知症介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 認知症介護一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 認知症診断一時金の支払い	(1) 認知症診断一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 認知症診断一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 認知症診断一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 認知症診断一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 一時金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款目次

この保険の特色	76	10 告知義務と解除について	
1 保険契約の型について		第19条 告知義務	88
第1条 保険契約の型	76	第20条 告知義務違反による解除	88
2 保障の開始について		第21条 告知義務違反による解除ができないとき	89
第2条 保険期間開始の時	76	第22条 重大事由による解除	89
第3条 責任開始の時	77	11 契約内容の変更および更新等について	
3 一時金等の支払いについて		第23条 保険料払込方法の変更	90
第4条 一時金等の支払い	77	第24条 保険契約の更新	90
第5条 死亡給付金の免責事由	82	第25条 保険期間が終身の保険契約への変更	91
4 一時金等の支払請求手続について		第26条 生活習慣病一時金の減額	93
第6条 一時金等の支払請求手続	83	12 解約等について	
第7条 一時金等の支払時期	83	第27条 保険契約の解約	93
5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第28条 返戻金	93
第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	84	第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	93
6 保険料の払込みについて		第30条 一時金等の受取人による保険契約の存続	94
第9条 保険料の払込み	84	13 一時金等の受取人および保険契約者について	
第10条 保険料の払込方法（経路）	85	第31条 会社への通知による一時金等の受取人の変更	94
第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	85	第32条 遺言による一時金等の受取人の変更	94
7 失効と復活について		第33条 死亡給付金の受取人の死亡	94
第12条 保険契約の失効	85	第34条 保険契約者の権利義務の承継	95
第13条 保険契約の復活	85	第35条 保険契約者の代表者および一時金等の受取人の代表者	95
8 がん給付の責任開始の時のがん診断確定時の取扱い		14 契約年齢の計算等について	
第14条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定時のⅠ型の取扱い	86	第36条 契約年齢の計算	95
第15条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定時のⅠ型の申出による無効	87	第37条 契約年齢の誤りの処理	95
第16条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定時のⅢ型の取扱い	87	第38条 性別の誤りの処理	95
9 取消しと無効について		15 その他	
第17条 詐欺による取消し	88	第39条 社員配当金	95
第18条 不法取得目的による無効	88	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	95
		第41条 保険契約者の住所の変更	95
		第42条 時効	96
		第43条 管轄裁判所	96
		16 特則について	
		第44条 特別条件を付ける場合の特則	96
別表1 がん	98		
別表2 1. 6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」	99		
2. 急性心筋梗塞、脳卒中の定義	99		
別表3 入院日数が1日以上入院	100		
別表4 1. 急性心筋梗塞、狭心症、脳卒中、大動脈瘤等についての6大疾病一時金の支払対象となる手術	100		
2. 糖尿病性網膜症についての6大疾病一時金の支払対象となる手術	100		
3. 糖尿病性壊疽についての6大疾病一時金の支払対象となる切断術	100		
別表5 がん診断一時金、6大疾病一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類	100		

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款

（実施 2020.10.2）

この保険の特色	
目的・内容	生活習慣病による所定の診断・入院・手術に対する保障
一時金等の種類	(1) がん診断一時金 (2) 6大疾病一時金 (3) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、一時金等の組合せにより、次のⅠ型からⅢ型の3つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 一時金・給付金	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
がん診断一時金	○	—	○
6大疾病一時金	○	○	—
死亡給付金	○	○	○

（注）○：当該一時金等が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、Ⅰ型の場合で、第14条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅠ型の取扱い）が適用される場合には、Ⅱ型への変更を取り扱います。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 会社名 |
| (2) 保険契約者の氏名または名称 |
| (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項 |
| (4) 受取人の氏名または名称 |
| (5) 支払事由 |
| (6) 保険期間 |
| (7) 保険給付の額 |
| (8) 保険料およびその払込方法 |
| (9) 契約成立日 |
| (10) 保険証券を作成した年月日 |

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.6参照）。

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とするがん診断一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第2条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 別表2★に定める6大疾病（以下「6大疾病」といいます。）を直接の原因とする6大疾病一時金（以下「6大疾病給付」といいます。）	保険期間開始の時*2（第2条）

★別表1（P.98参照）、別表2（P.99参照）

3 一時金等の支払いについて

第4条 一時金等の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん診断一時金、6大疾病一時金および死亡給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん診断一時金、6大疾病一時金または死亡給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

第3条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「6大疾病給付の責任開始の時」といいます。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
がん診断一時金	<p>「がん給付」の責任開始の時*1前にかんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目のがん診断一時金 がんと診断確定されたとき</p> <p>② 2回目以後のがん診断一時金 次のいずれかに該当したとき</p> <p>ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たながん*2と診断確定されたとき</p> <p>イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にかんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき</p> <p>ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき</p>		
6大疾病一時金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 急性心筋梗塞または狭心症 「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 急性心筋梗塞（別表2★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上の上の入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき</p> <p>イ. 狭心症（別表2★）（以下「狭心症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(1)－①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p> <p>ただし、急性心筋梗塞または狭心症をそれぞれ新たに発病していることを必要とします。</p>	生活習慣病一時金額	生活習慣病一時金受取人

第4条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第13条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

*3 「6大疾病給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「6大疾病給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
6 大 疾 病 一 時 金	<p>(2) 脳卒中</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 脳卒中（別表2★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1.6大疾病一時金(2)－①に該当したときただし、脳卒中を新たに発病していることを必要とします。</p>		
	<p>(3) 慢性腎不全</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、慢性腎不全（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5（別表2★）と医師によって診断されたとき イ. その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1.6大疾病一時金(3)－①のア. またはイ.のいずれかに該当したとき ただし、本条1.6大疾病一時金(3)－①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とします。</p>	生活習慣病 一時金額	生活習慣病 一時金受取人
	<p>(4) 肝硬変</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、肝硬変（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金 ア. 肝硬変（別表2★）と医師によって診断されたとき イ. その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1.6大疾病一時金(4)－①のア. またはイ.のいずれかに該当したとき ただし、本条1.6大疾病一時金(4)－①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とします。</p>		

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
6 大 疾 病 一 時 金	<p>(5) 糖尿病</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、糖尿病（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金</p> <p>ア. 糖尿病性網膜症（別表2★）と医師によって診断されたとき</p> <p>イ. その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽（別表2★）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金</p> <p>6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(5)－①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p> <p>ただし、本条1. 6大疾病一時金(5)－①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とし、イ. の糖尿病性壊疽については新たに生じていることを必要とします。</p>	生活習慣病 一時金額	生活習慣病一時金受取人
	<p>(6) 高血圧性疾患</p> <p>「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目の6大疾病一時金</p> <p>ア. その疾病により生じた大動脈瘤（別表2★）もしくは解離性大動脈瘤（別表2★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき</p> <p>イ. その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき</p> <p>② 2回目以後の6大疾病一時金</p> <p>6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(6)－①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき</p> <p>ただし、本条1. 6大疾病一時金(6)－①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とし、イ. については新たに大動脈瘤等が生じていることを必要とします。</p>		
死 亡 給 付 金	<p>保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき</p> <p>(注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。</p>	生活習慣病 一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) がん診断一時金および6大疾病一時金について

項目	内容
① 生活習慣病一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

項目	内容
② 保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金および6大疾病一時金を支払ったとき	この保険契約の更新または終身変更が取扱われない場合で次のとき、この保険契約は消滅します。 ① I型契約で保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金および6大疾病一時金のいずれかが支払われたとき ② II型契約で保険期間満了日の1年以内に6大疾病一時金が支払われたとき ③ III型契約で保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金が支払われたとき

(2) がん診断一時金について

項目	内容
① 被保険者が、同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当したとき	がん診断一時金を重複しては支払いません。
② がん診断一時金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん診断一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。 イ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべきがん診断一時金を保険契約者に支払います。 ウ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべきがん診断一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がいないときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。

(3) 6大疾病一時金について

項目	内容
① 被保険者が、その他の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
② 被保険者が、同時に6大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	6大疾病一時金を重複しては支払いません。

項目	内容
③ 被保険者が、「6大疾病給付」の責任開始の時*3前に発病した「6大疾病」を原因として、6大疾病一時金の支払事由に相当する状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後の「6大疾病」によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後の「6大疾病」によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の「6大疾病給付」の責任開始の時*3前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後の「6大疾病」によるものとみなしません。
④ 6大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき6大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき6大疾病一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。 イ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべき6大疾病一時金を保険契約者に支払います。 ウ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべき6大疾病一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がいないときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。

(4) 死亡給付金について

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.98参照）、別表2（P.99参照）、別表3（P.100参照）、別表4（P.100参照）

第5条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）	
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

*4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項目	内容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

4 一時金等の支払請求手続について

第6条 一時金等の支払請求手続

- 一時金等の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2) 次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.100参照）

第7条 一時金等の支払時期

- 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金等を支払います。
- 会社は、一時金等を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

第5条 補足説明

*1 責任準備金

生活習慣病一時金額の10%の金額を限度とします。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金等の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは一時金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金等請求時までにおける事実

第7条 補足説明

- * 2 (1)から(4)に定める日数**
(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。
- * 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- | | |
|---|------|
| (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 | 180日 |
| (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 | 180日 |
| (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 | 180日 |
| (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 | 180日 |

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、一時金等の受取人（一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知（電磁的方法を含む。）します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。

★別表5（P.100参照）

5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

6 保険料の払込みについて

第9条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険

料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第2条)の応当日*1(年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1(月単位)までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1(半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1(月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条(保険料の払込方法(経路))の1.に定める払込方法(経路)に従い、本条の1.に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1.に定める猶予期間があります。

第10条 保険料の払込方法(経路)

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*1
(4) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法

2. 保険料の払込方法(経路)について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
本条の1.-(1)から(3)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法(経路)に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法(経路)を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月(第9条)の契約成立日(第2条)の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(がん診断一時金または6大疾病一時金を支払うときはその受取人)に払い戻します。
2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日(第9条)までに、一時金等の支払事由(第4条)が生じたときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第12条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第9条(保険料の払込み)の1.に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第13条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第12条(保険契約の失効)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類*を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、

第9条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第10条 補足説明

*1 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第13条 補足説明

*1 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。

2. 会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.48参照）。

8 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時の取扱い

第14条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅠ型の取扱い

1. 第1条（保険契約の型）に定めるⅠ型について、被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第19条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約を保険期間開始の時に遡ってⅡ型に変更します。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取扱いします。

項目	内容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、Ⅰ型からⅡ型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にかんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにかんと診断確定されていたとき	Ⅰ型からⅡ型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第13条）の場合に準用します。ただし、本条の1. および2. を次のとおり読み替えます。
 1. 第1条（保険契約の型）に定めるⅠ型について、被保険者がこの保険契約の復活の際の告知（第19条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約をその復活の日に遡ってⅡ型に変更します。
 2. 本条の1. の場合には、その復活の時からそれまでに会社に払い込まれた保険料*2は次のとおり取扱いします。

項目	内容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、Ⅰ型からⅡ型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

第14条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 その復活の時からそれまでに会社に払い込まれた保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

項目	内容
(2) 告知の時にがん診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにごんと診断確定されていたとき	I型からII型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。

4. 本条の規定にかかわらず、第20条（告知義務違反による解除）または第22条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第15条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定時のI型の申出による無効

- 第14条の1.の場合、がん診断確定された日から起算して180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約を無効とし、それまでに会社に払い込まれた保険料（II型）の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、6大疾病により、会社がこの保険契約の6大疾病一時金の請求を受け、その6大疾病一時金を支払うときは本項の規定は適用しません。
- 第14条の3.の場合、がん診断確定された日から起算して180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約の復活を無効とし、復活の時から無効とする時までに会社に払い込まれた保険料（II型）の保険料*1を保険契約者に払い戻します。この場合、この保険契約は解約（第27条）されたものとして取り扱います。ただし、6大疾病等により、会社がこの保険契約の6大疾病一時金等の請求を受け、その6大疾病一時金等を支払うときは本項の規定は適用しません。

第16条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定時のIII型の取扱い

- 第1条（保険契約の型）に定めるIII型について、被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第19条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがん診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知の時に被保険者ががん診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金（第28条）がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 告知の時にがん診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにごんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

- 本条の1. および2.の規定は、この保険契約の復活（第13条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
- 本条の3.の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第27条）されたものとして取り扱います。
- 本条の規定にかかわらず、第20条（告知義務違反による解除）または第22条（重

第15条 補足説明

- *1 その復活の時から無効とする時までに会社に払い込まれた保険料（II型）の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第16条 補足説明

- *1 「がん給付」の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。
- *2 その復活の時から無効とする時までの保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

大事事由による解除)に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第13条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第13条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 一時金等を不法に取得する目的
- (2) 他人に一時金等を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第13条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を告知書等で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金等の支払事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知を求められた事項について、告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第13条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金等の支払事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金等は支払いません。
- (2) すでに一時金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法を含む。）します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または一時金等の受取人に通知（電磁的方法を含む。）します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第13条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金等の支払事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または一時金等の受取人が一時金等を詐取する目的もしくは他人に一時金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金等の請求に関し、一時金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または一時金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または一時金等の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金等の支払事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由が生じていたときは、その一時金等の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 保険期間開始の日**

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 一時金等*1は支払いません。
 (2) すでに一時金等*1を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
 4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
 5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.-(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、一時金等の一部の受取人に対して本条の2.-(1)または(2)の規定を適用し一時金等*1を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない一時金等に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第9条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
 2. 保険料の払込方法（回数）（第9条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
 (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること
 (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第9条（保険料の払込み）の1. および第11条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2.の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の生活習慣病一時金額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病一時金額を減額して更新することができます。

第22条 補足説明

*1 一時金等

本条の1.-(4)のみに該当した場合で、本条の1.-(4)-①から⑤までに該当したのが一時金等の受取人のみであり、その一時金等の受取人が一時金等の一部の受取人であるときは、一時金等のうち、その受取人に支払われるべき一時金等をいいます。

第24条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項目	内容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	<p>① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。</p> <p>② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。</p> <p>③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。</p>
(5) この保険契約が更新されたとき	<p>① 一時金等の支払い（第4条・第5条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた一時金を含んで取り扱います。</p> <p>② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。</p> <p>③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。</p> <p>② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の生活習慣病一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約に変更することができます。

- | |
|--|
| <p>(1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること</p> <p>(2) 変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること</p> |
|--|

2. 保険期間が終身の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約への変更について、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項目	内容
(1) 変更後契約*2の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第9条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第9条（保険料の払込み）の1. および第11条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第9条）までに、変更後契約*2の一時金等の支払事由（第4条）が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとして扱います。 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとして扱います。
(3) 変更後契約*2の生活習慣病一時金額	変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の生活習慣病一時金額を減額することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金等の支払い（第4条・第5条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた一時金を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	<ul style="list-style-type: none"> ① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第25条 補足説明

***2 変更後契約**

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約をいいます。

***3 保険期間満了日**

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)および(2)を満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の生活習慣病一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 生活習慣病一時金の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 生活習慣病一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 生活習慣病一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.48参照）。

12 解約等について**第27条** 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.48参照）。

第28条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病一時金額の10%の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第14条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅠ型の取扱い）の2.-(1)-②に該当した場合または第16条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅢ型の取扱い）の2.-(1)-②に該当した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金等の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第29条 補足説明***1 消滅**

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

***2 保険料の未経過分に相当する返還金**

保険料の払込方法（回数）（第9条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 一時金等の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約(減額を含みます。本条において以下同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次項のすべてを満たす一時金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること |
| (2) 保険契約者と異なる者であること |

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金等の支払事由(第4条)が生じ、会社が一時金等を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金等の受取人に支払います。

第30条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

13 一時金等の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による一時金等の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知*により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、生活習慣病一時金の受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由(第4条)が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、一時金等の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の一時金等の受取人に一時金等を支払ったときは、その支払い後に変更後の一時金等の受取人から一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.48参照)。

第32条 遺言による一時金等の受取人の変更

1. 第31条(会社への通知による一時金等の受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、生活習慣病一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由(第4条)が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、一時金等の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 死亡給付金の受取人の死亡

1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金の支払事由(第4条)の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第35条 保険契約者の代表者および一時金等の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 一時金等について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について**第36条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または生活習慣病一時金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または生活習慣病一時金額を調整して処理します。

15 その他**第39条 社員配当金**

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所

第36条 補足説明***1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第42条 時効

一時金等（第4条）または返戻金（第28条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第43条 管轄裁判所

この保険契約における一時金等の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または一時金等の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

16 特則について

第44条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)または(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払

契約成立日（第2条）から会社の定める削減期間中に被保険者ががん診断一時金および6大疾病一時金の支払事由（第4条）に該当した場合は、がん診断一時金および6大疾病一時金を支払うべきときは、生活習慣病一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第12条）は、第13条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていたがん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第25条）について、次のとおり取り

第43条 補足説明

*1 一時金等の受取人

一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第44条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条(保険期間が終身の保険契約への変更)の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条(保険期間が終身の保険契約への変更)の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*2には変更前契約に適用されていたがん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第44条 補足説明

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病一時金保険(返戻金なし型)D契約をいいます。

約

款

無配当生活習慣病一時金保険(返戻金なし型)D

別表1 がん

1. がん診断一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

がん診断一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腔のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度膺異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

注 子宮頸部、膺、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2

1. 6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」

6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞」および「(2) 脳卒中」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患 (I 20- I 25) のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	狭心症	虚血性心疾患 (I 20- I 25) のうち、 狭心症 アテローム硬化性心血管疾患と記載されたもの アテローム硬化性心疾患 陳旧性心筋梗塞 無痛性心筋虚血 その他の型の慢性虚血性心疾患 慢性虚血性心疾患、詳細不明	I 20 I 25.0 I 25.1 I 25.2 I 25.6 I 25.8 I 25.9
(2)	脳卒中	脳血管疾患 (I 60- I 69) のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
(3)	慢性腎不全	高血圧性腎疾患 (I 12) のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全 (N18) のうち 慢性腎臓病、ステージ4 慢性腎臓病、ステージ5	I 12.0 N18.4 N18.5
(4)	肝硬変	アルコール性肝疾患 (K70) のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変 (K74) のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他および詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
(5)	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病 (E10-E14) のうち、 眼合併症を伴うもの (網膜または硝子体に限る。)	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病 (E10-E14) のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病 (典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。)
脳卒中	脳血管の異常 (脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる) により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病 (画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。)

別表3 入院日数が1日以上入院

次の1. から3. のすべてを満たすことを必要とします。

1. 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3-2.）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

2. 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

3. 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

別表4

1. 急性心筋梗塞、狭心症、脳卒中、大動脈瘤等についての6大疾病一時金の支払対象となる手術

開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 糖尿病性網膜症についての6大疾病一時金の支払対象となる手術

網膜または硝子体に対する手術をいいます。

3. 糖尿病性壊疽についての6大疾病一時金の支払対象となる切断術

手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 がん診断一時金、6大疾病一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類

項目	必要書類
1. がん診断一時金の支払い	(1) がん診断一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) がん診断一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) がん診断一時金の受取人の印鑑証明書 (6) がん診断一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 6大疾病一時金の支払い	(1) 6大疾病一時金払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 6大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 6大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 6大疾病一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) がん診断一時金、6大疾病一時金もしくは死亡給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

指定代理請求特約D目次

1 特約の付加について	5 特約の消滅について
第1条 特約の付加…………… 102	第7条 この特約の消滅…………… 104
2 一時金等の請求について	6 その他
第2条 特約の対象となる一時金等…………… 102	第8条 普通保険約款の規定の準用…………… 104
第3条 指定代理請求人による一時金等の請求手続き…………… 102	
3 指定代理請求人の変更等について	
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し…………… 103	
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い…………… 103	
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の 通知…………… 103	

別表 指定代理請求人による一時金等の請求に必要な書類…………… 105	

指定代理請求特約D

(実施 2020.10.2)

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる一時金等）に定める一時金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含みます。）します。

2 一時金等の請求について

第2条 特約の対象となる一時金等

この特約の対象となる一時金等は、この特約が付加された主契約および付加特約における被保険者が受け取ることとなる給付*1（名称の如何を問いません。）とします。

第3条 指定代理請求人による一時金等の請求手続き

- 一時金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が一時金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって一時金等を請求することができます。

- (1) 傷害または疾病により、一時金等を請求する意思表示ができないこと
- (2) 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- (3) その他(1)または(2)に準じた状態であること

- 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

第2条 補足説明

*1 被保険者が受け取ることとなる給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は一時金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、一時金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
 (2) 指定代理請求人が故意に一時金等の支払事由を生じさせたとき
 (3) 指定代理請求人が故意に一時金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、一時金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が一時金等を請求できない事情があることを証明する書類
 (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する一時金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
 6. 普通保険約款に規定する一時金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。
 7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.105参照)

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
 2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電磁的方法を含みます。）を受けることを必要とします。
 3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な一時金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその一時金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、一時金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
 (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知（電磁的方法を含みます。）できない場合

第3条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 一時金等の受取人の変更により、この特約の対象となる一時金等がなくなったとき

6 その他

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

別表 指定代理請求人による一時金等の請求に必要な書類

項目	必要書類
一時金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める一時金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、一時金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 一時金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特
約
指定代理請求特約D

別
表

クレジットカード特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由*2が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第1回保険料または第1回保険料相当額（以下「第1回保険料等」といいます。）を指定クレジットカードにより払い込むときは、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認した時をもって、第1回保険料等の払込みがあったものとします。
2. 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
3. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
5. 本条の1. または本条の2.の規定にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料または第2回以後の保険料の払込みはなかったものとして取り扱います。

- (1) 会社が指定クレジットカード発行会社から第1回保険料等または第2回以降の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカード発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料等または第2回以降の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき

6. 本条の5.の場合、会社は保険契約者に第1回保険料等または第2回以後の保険

第1条 補足説明

- *1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第2条 補足説明

- *1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- *2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

料の払込みを請求することができます。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1. 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2. 本条の1. の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき(2) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われぬまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき(3) 払い込むべき保険料がなくなったとき(4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき |
|--|

2. 本条の1. -(1)から(3)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 団体特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を団体特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

第10条 集団特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を集団特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

第11条 事業保険特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を事業保険特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

電磁的方法による保険契約申込みに関する特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の適用

保険契約者から、電磁的方法（第4条に定めるところによります。以下同じ。）により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条 保険契約の申込に関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者または被保険者（以下「保険契約者等」といいます。）と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みに係る事項を電磁的方法により、保険契約者または被保険者に対して表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電磁的方法により、(1)で表示された事項を入力し、会社に送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
- (4) 会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電磁的方法により、通知できるものとします。ただし、電磁的方法による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

第3条 電磁的方法による告知

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電磁的方法により、表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電磁的方法により、(1)で表示された告知事項を入力し、会社に送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があったものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電磁的方法により、表示します。

第4条 電磁的方法

この特約における「電磁的方法」とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

- (1) 会社から保険契約者等に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

- ① 会社の使用に係る電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下「電子計算機」といいます。）と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じ。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第5条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

朝日生命からのお願い

- 転居、町名変更その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですが「お客様サービスセンター」
(☎[0120-714-532](tel:0120-714-532)) まですみやかにお知らせください。
- ご契約に関するご照会やご通知の際には「保険証券」のご契約記号番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所をお知らせください。
- ご契約をお引き受けした際にお送りする「保険証券」は大切に保管してください。
- 諸手続きをされる場合には、お申し出された方が一時金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をご用意ください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談は、「お客様サービスセンター」
(☎[0120-714-532](tel:0120-714-532)) までご連絡ください。

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

- 特に ● クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について …… 15ページ
- 健康状態などの告知義務について …… 11ページ
 - 責任開始の時について …… 13ページ
 - 一時金等をお受取りいただけない場合について …… 20ページ
 - 保険料の払込方法について …… 41ページ
 - 保険料払込みの猶予期間と失効・復活について …… 41ページ
 - 解約・減額と返戻金について …… 44ページ

などは、ご契約に際して特にご理解いただきたいことがらです。「告知」および「保険料の払込み」など、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が確認のため、電話や訪問をすることがあります。その際には、ご協力くださいますようお願いいたします。この確認制度は生命保険会社各社が行っています。

●お申込時の契約確認について

ご契約のお申し込みにあたり、後日、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。

●一時金等のご請求時の確認・照会について

一時金等のお支払いのご請求に際して、後日、一時金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

一時金等のお支払いについて

一時金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、一時金等の支払事由が生じた場合(お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかにお客様サービスセンター(☎[®]0120-714-532)までご連絡ください。

一時金等のご請求に際し、必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。

(引受保険会社)

 **朝日生命保険相互会社**

本社/〒160-8570 東京都新宿区四谷一丁目6番1号

 [®] **0120-714-532**

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(但し、祝日、年末年始を除く)

©朝日生命ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>